

令和5年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1506号）《未定稿》

◎日 時 令和5年9月21日（木）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりの	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
21番	嶋崎	秀彦	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君	
副	区	長	坂田	融朗	君
副	区	長	小林	聡史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	
財産管理担当部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第3回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、#次世代・国民民主・都民ファースト・立憲の会を代表して、16番入山たけひこ議員。

〔入山たけひこ議員登壇〕

○16番（入山たけひこ議員） 令和5年第3回定例会に当たり、#次世代・国民民主・都民ファースト・立憲の会を代表して質問いたします。

質問に入る前に、姉妹提携先である秋田県五城目町で本年7月中旬に、未曾有の大雨災害により、昨年を引き続き甚大な災害が発生しました。8月以降も含め、大雨台風による被害が全国各地で発生しました。ここに、亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。今回は、1つ目、令和4年度決算と令和6年度予算について、2つ目、子どもの育ちと学びを支援する千代田区流の施策について、3つ目、本区の商工観光に関する今後の取組と地域の課題について、4つ目、自転車交通マナールール啓発活動と自転車道整備についての4点を質問いたします。

初めに、今定例会は決算議会という位置づけです。令和4年度決算と令和6年度予算についてお伺いいたします。

令和4年度予算は、千代田区DX推進、ウォークアブルなまちづくりの推進、2050ゼロカーボン千代田に向けた取組、これらの3点が大きな柱として編成され、区民の命と健康を守る、生活を支える、明るさやにぎわいをつくる、これらの3分野、取組が区民の生活全般に関する重点施策でもありました。そのために計上された一般会計約692億円、3つの特別会計を合わせた全会計の合計約817億円の予算が、目的どおりに執行できたのか。執行したことで明確になった課題はあるのか。その課題に対し、令和6年度当初予算にはどのように反映させる予定なのかなどを、今定例会の主要議案である決算認定の質疑の中で、私たちの視点からしっかり確認させていただきたいと思っております。

令和4年度決算は、樋口区長が招集挨拶でおっしゃっていたように、これまで議会や監査委員が毎年指摘していた歳出予算の執行率の低下について、一定の改善が見られました。この点については、区民に必要な事業計画に必要な経費は予算化されているわけですから、予算の執行率が上がったことは、計画が予定どおり進捗したことにつながり、評価するところです。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標の値についても健全な値であることが報告がされました。千代田区行財政改革に関する基本条例を廃止し、新たに作成した今後の行財政運営の考え方についての下でも、健全な財政を維持するための第一歩であり、今後もこの財政状況を維持していく必要があると考えます。

一方で、令和4年度決算を詳細に確認すると、予算は執行率で改善されたものの、100億円

を超える多額の不用額が発生しています。予算の規模は年々大きくなっていますので、仮に執行率が前年と同率であったとしても、不用額自体は増加しています。予算編成の時点では、要不要を見極め適切に計上することができれば、このような不用額として決算を迎えるのではなく、真に必要な予算として有効活用できると考えます。

例えば令和4年度予算の不用額の10分の1となる10億円でも、必要な予算として計上されていれば、区民サービスをさらに充実させることができたのではないかとも思えます。計画に対する区民への説明責任を果たすために、今後も予算の適切な編成と執行による執行率向上のために取組を重ねていただき、不用額を減少させるとともに、令和6年度当初予算編成においては十分留意いただきたいと思います。

ところで、予算執行について、ここ数年の決算を別な角度から点検すると、非常に憂慮すべき内容が見つかりました。それは繰越事業が増えている状況です。令和4年度の10事業から遡って、令和3年度は10事業、令和2年度は8事業、令和元年度は5事業、平成30年度は5事業と、ここ5年間を検証すると、ほとんどの年が前年度に比べて繰越事業数が増加しています。本来であれば、執行率と同様に事業に必要な予算が生まれ、当該年度中にその予算が執行され、事業が遂行されるものと認識しています。しかし、近年では、ともすれば当該年度中に事業の全てが遂行できないから、安易に予算を繰り越して対応しているのではないかと思えるほどです。これでは区民の期待と信頼を失うことになりかねません。

そこで伺います。改めて、事業を年度内に終えることができなかった要因と、繰越事業が増加している現状に対する区長の認識をお答えください。また、今後こうした事業を減少させるための対策について、見解をお聞かせください。

2点目は、**子どもの育ちと学びを支援する千代田区独自の支援策について**伺います。

補正予算で示された本区の地域特性と経済情勢を踏まえた総合的な子ども・子育て支援の推進について伺います。物価高騰対策と少子化対策は、本来、国や都の施策と認識していますが、子どもを産み育てたいと望む区民が、妊娠、出産、子育てをしやすいと思える環境の整備を、最も身近な行政が独自で取り組むという、区長自らが一步踏み込んだ決意表明として、新たな支援策は評価するところです。特に保育園を利用する保護者にとって、労力軽減に直結するおむつのサブスク、そして物価高騰の情勢を鑑みた経済的負担の軽減策として、おむつ、食事用のエプロンなどの無償化、ほかの自治体に先駆けた支援策と認識しています。今回は補正予算での対応ですが、区長招集挨拶では、令和6年度当初予算に向け、全庁挙げての支援策を検討中とのことでした。

そこで伺います。今後、社会情勢、経済情勢の変化もあると思いますが、子育て世帯のニーズの把握、地域の特性に合った支援策が一層求められるのではないのでしょうか。例えば保育園で汚したシーツの持ち帰りなど、衛生面と労力の負担面でお声もあります。こうした身近なニーズの把握と解決につながる支援策を引き続きしっかりと進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、神田さくら館の一部移転による地域課題の解決についてです。千代田小学校の数年後の

普通教室の不足と、不登校、行き渋りの児童生徒の増加による白鳥教室のスペース不足などの解消で、神田さくら館の機能拡充に対する経費が計上され、現在顕在化している問題が一定程度解決されると期待します。

そこで伺います。拡充前の課題を基に、拡充後の改善点や変化、例えば受入れ可能な定員、取組の内容、現場の人材確保などについて、検討状況はいかがでしょう。地域によっては、児童館もなく、子育て世代が気楽に立ち寄れるスポットを求める声を多く聞きます。今回、子育てひろばが検討されていることは評価します。今後、近隣住民のニーズに踏まえた推進を期待しますが、いかがでしょう。

次に、給食費の無償化に関連して伺います。今般、物価高騰対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するための給食費無償化が提案されましたが、一方、報道などでは、ほかの自治体ではありますが、給食事業者の倒産により給食が提供されない事態が起きています。千代田区では、調理委託業者が安定的においしい給食を提供できるよう、食材の質や量は確保されているため、安心しておりますが、給食費無償化を進めるに当たり、そのようなことがないように注意を払っていただきたいと思います。事業者を選定する際に、財政面の安定などを確認されているようですが、業界を問わず、人材不足深刻化、最低賃金の引上げなどがあります。契約更新時などを利用して、経営の安定性にも配慮していただくようお願いいたします。また、これを機に、給食を通して、日本の食料自給率の低さや千代田区の食材が地方に支えられていることなどを理解し、食を取り巻く環境を自分ごととして感じられるよう取組をしてはいかがでしょうか。食育の推進について区の見解をお聞かせください。

令和5年7月に、令和の日本型教育を推進するに当たり、地方教育行政の在り方が示されました。九段中等教育学校、麴町中学校など、方針の展開転換が注目されており、こうした転機こそ教育委員会が果たすべき役割は大きいと考えます。九段中等教育学校は、学校経営方針を公開し、最先端教育プログラム開発の検討委員会を設置しました。他方、不登校の生徒も一定数在籍しており、個々にとっての最適な選択の支援が必要です。麴町中学校は、方針の変更を検討する過程で保護者や生徒への丁寧な説明が求められる中、進め方に対する疑問の声が寄せられています。学校の裁量によるところが大きいのは理解しますが、方針の転換など変化の節目においては、教育委員会の側面からの支援が特に必要ではないかと考えます。

そこで伺います。令和の日本型学校教育の推進に示されている教育委員会の学校運営の支援について、千代田区教育委員会としては、地域特性を踏まえ、どのような在り方を目指すのか。また、今般、各校の新たな取組について教育委員会として何らかの支援をされているのか。併せて伺います。

3点目は、**千代田区商工観光支援と地域の課題解決について**伺います。

昨今、2020年流行の新型コロナウイルスも2類から5類へと引き下げられ、終息に向かい、まちのにぎわいが戻りつつあります。コロナ禍では、コロナ助成金制度や様々な融資などでたくさんの方の事業所が助かりました。しかしながら、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻に端を発する物価の高騰は、今や全世界に影響が及んでいます。特にエネルギー価格高騰に伴う光熱費の

上昇は、大幅な円安も相まって区民生活や事業運営に様々な影響を与えています。何よりも人件費については、パートやアルバイトの時給を上げてても応募がない、人材不足で営業ができないなど、今後の事業継続を考えお店を存続できない。融資の返済などのめどが立たず、お店をやめてしまうか検討する事業者も出てきています。様々な要因でご商売をしている方々の心配は尽きません。

一方、千代田区の中には、新たに事業を起こしたい、いわゆるスタートアップ事業が手を挙げていることも事実です。地域に根差したお店を出したい、修行してきて千代田区で居酒屋を始めたい、IT事業者として千代田区で起業したいなど、可能性のある場所として注目されています。千代田区では、千代田区産業基本計画で、商工関係団体の活動内容を組織力の強化や商店街商店のにぎわいづくりなど活性化を目指しているところです。しかし、商工関係団体では、会員の加入率の低下や空き店舗の増加によって、組織力の向上や地域活力の維持が問題となっています。昔よりご商売されている事業者と新しく起業したい事業者とで融合して、新しい形の地域のまちづくりを進んでいくのではないのでしょうか。

そこで伺います。これまで千代田区ではコロナ禍でも多彩な支援事業を行ってきましたが、さらに今回、商店街創業支援事業、商店街等産学連携促進事業などもございますが、千代田区商店街振興組合、振興会などへの加入状況が、支援の成果や今後の推進促進についてどのようにお考えでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）また、千代田区観光協会のホームページを拝見すると、たくさんのコンテンツがあります。すばらしいサイトだと思いました。ただ、情報に行き着くには、ホームページよりもインスタグラムのほうが身近で、フォロワー数も多く、閲覧数も多いようです。情報は必要な人に届いて初めて価値あるサービスと言えます。まさに区長をはじめ職員の皆様が日頃から大切にされているラストワンマイルです。今後は、区内の情報は、より多くの来街者に届くよう、インスタグラムからも特集やテーマ性のある情報をリリースしてはいかがでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、千代田区の各駅前の商店、商店街からはネズミの苦情が増えています。全国的にインバウンド需要も上がり、千代田区にも来街者が増え、それに伴いごみの量も増える中、夜間営業中のお店があっても道路ではネズミの姿を見ると聞きます。千代田区に生息するネズミについてはほとんどがドブネズミで、年五、六回繁殖し、排せつ物からの感染症、ビルの配線がかじられ、火災になるおそれがあるなどとされます。ネズミの駆除など、地域の美化と環境衛生、都市型課題の対策が急がれるところです。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区では、ドブネズミ対策のために令和5年度から生息調査を区内全域で行っています。区内全域に餌の入った調査装置（黒い箱）を置き、食べた量で生息数を推測し、黒い箱は委託会社が定期的に巡回、確認し、令和6年2月頃まで行うこととなっています。千代田区は、神田駅東環境美化重要モデル地区として、特に鍛冶町二丁目町会や3つの商店街とエリアマネジメントで連携し、環境美化活動を定期的に行い、まちぐるみで協力して清掃活動やパトロールを行っています。各地域でもこのような対策をしながら、1つの店舗ではなく、エリアとして一体的に対応しないと解決ができないと考えます。

そこで伺います。これまでネズミ対策、ネズミ駆除を行ってきたと思いますが、ネズミ対策の生態調査について、どのような結果が出たのでしょうか。また、1つの要因として、ごみ問題だと思いますが、ごみ出しのルールなど、取り組む問題など、どのように考えますか。課題の整理と効果的な問題解決について、どのようにしていくかお聞かせください。

4点目は、自転車活用推進と、**自転車ルールマナーの啓発活動と自転車通行環境整備**についてお伺いします。

自転車は環境に優しい交通手段であり、電動アシスト機能の普及により移動範囲が拡大したことから、地球温暖化対策に資するモビリティーとして役割が高まっています。また、自転車利用の促進により、健康増進や観光振興にもつながると期待されています。一方で、コロナ禍における通勤や配達目的の自転車利用ニーズの高まり、電動キックボードなどモビリティーの多様化、そして高齢化社会の進展など、自転車活用を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。自転車活用の推進に当たっては、こうした変化に対応しながら、自転車利用の安全・安心を確保することは極めて重要です。（スクリーンを資料画面に切替え）

そこで、自転車交通安全の意識啓発とヘルメット着用率の向上について伺います。ヘルメット購入補助が今回補正予算として提案されています。できるだけ早く実施し、普及を促す必要があると考えますが、事業実施のスケジュールと普及の目標をお答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）また、本年度における実施状況の検証を踏まえ、来年度に向けては、所轄の警察署と自転車に関わるイベントなどを連携して行いヘルメットの普及を図るなど、ヘルメット装着率の向上と自転車交通安全の意識啓発双方に取り組む事業の拡充は考えられないでしょうか。区の見解をお聞かせください。（スクリーン表示を元に戻す）

次に、自転車交通の役割拡大に対応するため、良好な自転車利用環境の整備についてお伺いします。本年7月、改正道路交通法により、性能上、最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす電動キックボードの走行が、自転車と同様の新たな交通ルールを適用することとなりました。

そこで伺います。良好な自転車利用環境の整備や、このようなモビリティーの多様化の現状に後れることなく進めることが必要であると考えますが、区の認識をお答えください。

さて、千代田区は、平成26年度から自転車通行環境整備に取り組んでいます。その取組の先駆けが神田警察通りの整備であります。神田警察通りは、神田駅周辺から神田錦町方面に至る延長約1.4キロ、幅員22メートルの道路であり、神田のまちにとって重要な道路です。（スクリーンを資料画面に切替え）しかし、神田警察通りは従来から自動車優先の幅員構成であり、広幅員の区道でもあるにもかかわらず歩道は狭く、一方通行のため、多くの自転車が歩道を通行しており、私も以前から歩行者優先の安全な道路整備を求める神田公園地域の皆様の声を多く聞いてきました。（スクリーンの資料画面を切替え）街路樹等の根が原因による舗装の段差やひび割れ等が発生し、ご高齢の方、車椅子の方、小さいお子さんをお持ちのベビーカーの方が歩きづらいという声も聞いています。

区は平成25年3月に警察通り沿道にぎわいガイドラインを策定、道路整備の基本方針を、車

数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止するなど整備を行い、自動車中心から人とにぎわいの中心の道路へと転換を図るということとなりました。その後の検討の過程において、街路樹の取扱いに対する異なる意見が出されたものの、区議会の丁寧な審議も経て、令和3年の第1回定例会では工事予算が、同第3回定例会で工事契約議案が賛成多数で可決されました。

(スクリーンの資料画面を切替え) 神田警察通りを軸として、多様なまちづくりを展開する神田警察通りにぎわい社会実験などもしてきた地域の方たちは、道路整備工事が進むことが決まってからは、一日も早く安心・安全な道路ができることを本当に待ち望んでいました。しかしながら、現在、工事はほとんど着手できておらず、心配の声が上がっています。

この件について、工事を一旦中止し、令和4年1月、3月に開催された神田警察通り沿道整備推進協議会の議事録を見ますと、神田地域に長くから住み続け、まちづくりに貢献してきた方、ご商売をしながら子育てと親御さんの面倒見られている方などから、工事を中止せず計画どおり整備を進めてほしい、切実な声がありました。(スクリーンの資料画面を切替え)

そこで伺います。神田警察通りⅡ期工事は現在どのような状況であるのでしょうか。お答えください。また、区ではこれまで議会においても、神田駅に近い区間、いわゆるⅣ期、Ⅴ期の工事に向けて検討する答弁をしてきたと認識しています。(スクリーンの資料画面を切替え) この区間はさらに歩道の幅員が狭く、歩行者や自転車等の交通量も多いため、歩道幅員の確保や街路樹の更新も含め、早期の道路整備が望まれています。駅に近い区間の工事に向けた検討状況や今後の進め方についてお答えください。(スクリーン表示を元に戻す)そして、自転車通行環境の整備、今後のモビリティの多様化に対応するためには、神田警察通りを全体として一体的な整備が必要であることから、Ⅱ期工事と並行して進めるべきであると考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上、4点について質問いたしました。私どもの会派、次世代は、都市における人が中心のまちづくりを大切に考えています。次世代に受け継ぐため、50年、100年先を見据えた政策を提案してまいります。区長、教育長、関係理事者の前向きなご答弁をお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長(樋口高頭君) 入山議員の令和4年度決算と令和6年度予算に関するご質問にお答えいたします。

令和4年度は、コロナ禍という未曾有の危機を変革するためのチャンスと捉え、果敢にチャレンジし、未来に向けたチェンジを促して、区民の皆様の日々の生活をしっかりと支える施策の展開を図ってまいりました。また、物価高騰の影響が区民生活や事業活動に様々な影響を及ぼしたため、補正予算を編成して必要な対策にも取り組んでまいりました。その結果、予算不足に陥らないように対象を積極的に見込んだ複数の事業で不用額が生じていることは、招集挨拶で申し上げましたとおりです。この点につきましては、入山議員のご指摘にありますように、予算の執行率が事業計画の進捗率につながるという観点から、執行率を高める努力は重要であると考えております。令和6年度予算編成においても引き続き執行率の向上に取り組んでまいります。

次に、繰越事業の増加に関する私の認識についてですが、事業を年度内で完了させることができず、予算を令和5年度に繰り越した事業が昨年度は10事業ありました。このような事業が年々増加傾向にあることは、ご質問にありましておりです。これらの事業については、それぞれ繰越しに至る事由がございましたが、事業が予定どおり完了することを待ち望んでいた区民の皆様のことを考えますと、事業を年度内に終えるために最善を尽くす必要があるものと考えております。この旨を庁内において改めて周知徹底を図り、今後の予算執行に取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 入山議員のご質問にお答えいたします。

まず、子育て世帯のニーズ把握、地域特性に合った支援策についてですが、今後とも身近なニーズに耳を傾け、負担軽減につながる支援策を講じていく方向は、議員のご指摘と同様の考えでございます。ご質問のシーツの持ち帰りにつきましても、保育園を利用する保護者にとっての労力の負担軽減につながるものと認識しております。一方で、未就園児との格差や不公平感などの課題から、慎重な検討が必要であることから、引き続き総合的な子ども・子育て支援の推進と軌を一にして前向きに検討してまいります。

次に、神田公園地区における子育てひろばの整備についてですが、子どもと保護者が安心して遊べる児童館は各区立小学校の近隣に設置されていますが、千代田小学校の近くには設置されていないことから、この地域の方々には神田児童館や西神田児童センター等にご来館いただいている状況です。また、各児童館等で実施している子育てひろばは、子育て世帯が気軽に立ち寄り、乳幼児を中心とした親子が一緒に遊んだり、保護者同士が気軽に会話し子育ての情報交換を行うなど、交流の場であるとともに、職員に子育てについての悩みや不安などを相談できる、大変重要かつニーズの高い子育て支援事業と認識しております。こうした事業の展開に当たりましては、一定の広さを有する場所の確保や人材の確保が課題ですが、本区といたしましては、子育て支援のさらなる充実に向けて、本取組を進めていくべきものと考えております。今後、児童館が設置されていない神田公園地区を最優先に、地域の子育て家庭が気軽に立ち寄ることができる子育てひろばの開設に向けて前向きに取り組んでまいります。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 入山議員の子どもの育ちと学びの支援策のご質問のうち、まず、移転に伴う白鳥教室の拡充による改善点の今後の体制についてお答えします。

白鳥教室については、通室する児童生徒が増加傾向で、登録人数も5年前に比べて2倍以上増加しております。移転により白鳥教室で受け入れられる人数も大幅に増えるため、より多くの児童生徒にセーフティネットとしての場を提供することができます。また、今回の拡充では部屋数も増えるため、小学生、中学生、別々の教室確保ができます。加えて集団が苦手な児童生徒への個室対応や個別相談の部屋の確保も可能となり、より個に応じた指導内容の充実と相談体制の構築を図ることができます。さらに、バーチャル・ラーニング・プラットフォームなど新規施策への対応も可能となります。こうした場の確保ができて、現場の人材が確保できなければ充実し

た指導は展開できないため、確実な人的確保に努めてまいります。

次に、学校運営の支援についてですが、ご指摘のとおり、令和の日本型学校教育として、教育委員会における学校運営の支援方法が示され、本区においても当該指針にのっとり、特に学校の自主性、自律性を促す取組の実施や、教師が教育活動に専念できる環境整備について取組を行っております。

自主性、自立性を促す取組としては、先進的教育や教育内容の充実に向けた取組などを様々な面で学校の裁量で実施できるよう、例えば特色ある教育活動の予算を、学校の企画、提案に基づいて充当しています。また、専念できる環境の整備としては、教員が教育活動以外に時間を割くことが少なくなるよう、人員を区独自で配置しております。さらに、学校の取組については、現状の課題や目指す方向性など様々にご相談いただいております。学校の自主性、自律性を大切にしながらも、必要な支援に努めております。教育委員会としては、学校のあるべき姿や目標などを明確に示すことができる、意欲ある校長のリーダーシップの下、創意工夫を凝らしながら学校運営できるように、引き続き環境整備も含め、支援してまいります。

次に、給食を通じた食育の推進についてですが、給食は、栄養教諭や学校栄養職員が栄養バランスの取れた献立を十分に考えた上で提供される、児童生徒の心身の成長を支える大切な食事です。そして、学校における食育は、児童生徒にとって大切な給食の時間を中心に、各教科における指導を相互に関連させながら、教育活動全体で効果的に取り組むことが重要です。各学校においてはこれまでも日々の給食を通じて様々な食育を行ってきましたが、議員ご提案の自給率の低さや、地方に支えられているなどは大変重要な視点と認識しております。

そのため、日本の食料自給率の低さが海外からの食材に依存しており食材費が高騰していることや、交流都市である孺恋村のキャベツなど、地方で生産された食材が私たちの食事を支えていることなど、食を取り巻く環境と社会が密接に関連していることを取り入れた食育を行っていくことが大切だと考えております。引き続き、栄養教諭や学校栄養職員、学級担任、教科担当が連携し、食に関する学習を相互に関連づけながら、学校全体で児童生徒の食に関する自己管理能力を育み、生涯にわたって望ましい食習慣が形成できるよう、区の食育を推進するとともに、安定的でおいしい給食の提供に万全で臨んでまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 入山たけひこ議員の千代田区商工観光支援と地域の課題解決についてのご質問のうち、ネズミ対策の部分についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、区内におけるネズミに関する相談・苦情件数は、令和元年頃から急激に増えております。夜間のごみ排出から回収までの数時間の間に、生ごみの袋がドブネズミに食い荒らされている状況と認識しております。これまでの対策の結果ですが、鍛冶町二丁目地区は今年度の重点対策地区として、町会主導で7月下旬にまちなかの不要物の撤去、清掃を実施いたしました。8月中旬より毒餌による駆除を開始し、現在も駆除実施中ですが、9月中旬以降、ネズミの生息数が激減したことが確認されております。区内全域のネズミ生息状況の調査は、年度末には一定の調査結果がまとまる見込みです。この結果を基に、地区全体で対策が必要な場所を見定め

て、順次対策に取り組んでまいります。

ネズミ対策を進めるに当たり、課題は2点あります。1点目は、生ごみがドブネズミの餌とならぬよう、管理をどう徹底していくかです。特に、夜間に廃止された生ごみは蓋つきごみ箱を使用する、ごみ袋の排出から回収までの時間を極力短くするなどの対策を進めることが必要と認識しております。2点目は、ドブネズミが天敵から隠れやすく営巣しやすい場所を減らすために、私有地を含むまちなかの不要物を整理していく取組をどのように進めていくかです。これら課題解決には、ご指摘のとおり、町会などのエリア単位で一体的に取り組むことが重要です。区役所関係部署等と連携するほか、対象地域全体の区民や事業者等に協力を仰ぎ、対策を進めてまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 入山議員の商工観光と地域の課題を解決する支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、商店街振興組合をはじめ、各商店街などへの加入状況等についてのご質問でございます。商店街では現在、会員加入率の低下や空き店舗の増加など、組織力の向上や地域活力の維持が課題となっていると認識しております。社会経済状況が変化する中、商店街が魅力ある地域をつくり、地域コミュニティの核となるためには、各商店街の皆様の自発的な取組は欠かすことができません。一方、区政におきましては、今年度、商店街の加入率向上と空き店舗減少を目的として、商店街区域で創業、活動する店舗に、創業資金の一部を助成する制度を開始したことはご案内のとおりでございます。今後、こうした取組とともに、商店街の皆様と丁寧な意思疎通を図りながら、側面的なご支援に努めてまいります。

また、中小企業事業者が受けることのできる支援メニューには様々なものがございます。本区独自の取組のみならず、国や都、その他の支援機関の支援メニューも含め、中小企業診断士による経営相談窓口においてご紹介をしております。また、お問い合わせ先や手続フローなどを掲載した「千代田区中小企業ガイドブック」を毎年作成し、本区のホームページでもご紹介しているところでございます。しかしながら、こうした多岐にわたる支援メニューの存在をまだご存じない事業者の方々が多くいらっしゃることも、また、こうした情報を調べる時間もないというお声があることなどを踏まえまして、ご商売をなさっている方々にお知らせするために、もう少し効果的な方法がないか検討を進めてまいります。

最後に、観光協会によるインスタグラムの活用についてでございます。我が国におけるスマートフォン世帯保有率、SNS利用率、共に8割を超えている現在におきまして、情報提供手段、広告宣伝媒体としてのSNSの効果性は非常に高いものであると認識しております。したがって、ご提案のインスタグラムを含めましたSNSの効果的な活用につきまして、観光協会と共に今後検討してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 入山議員のご質問にお答えいたします。

自転車用ヘルメット購入補助の事業スケジュールと普及目標についてのお尋ねがございました。

安全基準を満たす3,000円以上の新品ヘルメットを購入した区民に対し、2,000円の値引きを受けられるよう負担軽減を図るもので、補正予算をご議決いただければ、11月制度開始を目指し、現在、自転車販売店等への協力依頼準備や周知方法について検討しているところでございます。また、今年度の実績を踏まえ、補助期間を令和6年度末まで延長したいというふうに考えてございます。警視庁が本年1月に発表した区内定点観測地点におけるヘルメット着用率は約14%となっておりますが、令和6年度末までに区民等の約3割が着用することを目指してまいります。

また、着用率向上に向けた取組についてのお尋ねがございました。区内交通安全運動や交通安全イベント、区立中学校での交通安全教室等の機会を通じて、警察署とも連携しながら補助事業の周知を図るとともに、ヘルメット着用率向上に向けた工夫ができないか検討をしております。

次に、モビリティの多様化に対応する自転車利用環境の整備についてのお尋ねがございました。ご指摘のとおり、7月には、電動キックボードは特定小型原動機付自転車として交通ルールが適用され、自転車と同等の交通手段として普及してまいりました。一方で歩行者との接触による人身事故なども発生しており、安全対策に課題があると認識をしております。また、今後、急速な高齢化に伴い、いわゆるシルバーカーの普及も想定され、自転車利用環境の整備はこうしたモビリティの多様化にも対応していくために急務であります。道路整備だけではなく、まちづくりと連携した駐車スペースの確保や、交通安全意識の普及啓発にも取り組んでまいります。

自転車通行環境整備事業としての神田警察通り整備工事についてのお尋ねがございました。神田警察通りⅡ期工事は、令和3年第3回定例会で契約議案のご議決を頂き、工事に着手いたしました。しかしながら、イチョウを伐採しないことを求める要望や区議会への陳情があったことなどから、一時工事を見合わせ、神田警察通り沿道整備推進協議会での意見交換や住民同士の対話の場を設けるなどしましたが、双方の一致点を見いだすことができなかったことはご指摘のとおりでございます。計画どおりの整備を早期に望む声が多いことから、工事を再開したところ、街路樹伐採を含む工事に反対をする一部の方から、施工区域内に侵入し対象樹木に張りつくなどの妨害行為を受けました。こうした状況が継続し、現在も工事が停滞をしております。

Ⅲ期以降の駅に近い区間の工事の検討状況や今後の進め方についてのお尋ねですが、駅周辺の道路幅員や交通状況はご指摘のとおりであり、今後、沿道整備推進協議会や議会のご意見を頂きながら、整備に向けた調査設計等業務を進めていく必要があると認識しております。一方、神田警察通りは、沿道地域全体のまちづくりの観点から整備方針が検討されてまいりました。また、Ⅰ期工事完了後から交通管理者等関係機関との協議を進め、Ⅱ期以降の道路の線形を検討してきたところでございます。自転車走行環境や歩道整備の観点、モビリティの多様化やまちづくりの観点からも、議員ご指摘のとおり、神田警察通り全体を通じた一体性を確保する必要があります。街区ごとに整備形態がばらばらになることはあってはなりません。また、Ⅱ期工事をこれ以上遅らせることは、歩行者の安全確保への支障や、さらなる経費の増大を招くことになると認識しております。区といたしましては、Ⅱ期工事については、神田警察通り全体の整備としての一体性を確保しながら、早期に契約内容に沿った整備を進めるとともに、これと並行して駅に近い

区間の工事の設計に向けて検討してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 入山議員の令和4年度決算と令和6年度予算に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、事業を年度内で終わることができなかつた要因についてでございます。繰り越した10事業を大別しますと、新型コロナウイルスの影響によるものが2事業、物価高騰の影響によるものが1事業、近隣等との調整や関係機関との協議に時間を要したものの6事業、現況に応じて追加の対応が生じたものの1事業となっており、前年度と比較して、近隣等との調整や関係機関との協議に時間を要したものの事業数が増加している状況でございます。

次に、繰越事業を減少させるための対策についてでございます。事業者や関係機関との連絡を密に取ることで、不測の事態が生じるおそれを防止し、より一層の進捗管理に努めることや、事業をできる限り早期に開始することでスケジュールにゆとりを持たせるなど、基本的な取組を改めて徹底することにより、繰越事業の減少に努めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、千代田区議会自由民主党を代表して、19番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 令和5年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して質問いたします。

各国で地震や災害が発生しております。我が国でも7月の大雨により全国各地で被害が発生し、姉妹提携先の秋田県五城目町も被災されました。亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧、復興を心から願っております。

さて、13日に第2次岸田再改造内閣が発足いたしました。自由民主党は、国民政党として、皆様の声を政治に反映してまいります。私たち千代田区議会自由民主党は、新政権と共に区民の課題解決に取り組んでまいります。今回は、令和4年度決算について、区有施設の整備や管理運営の手法について、高齢者施策について、公衆喫煙所の確保についての4点についてお伺いいたします。

初めに、令和4年度決算について質問いたします。

令和5年第1回定例会において、千代田区第4次基本構想が議決され、第3次基本構想に基づく第3次基本計画2015、いわゆるちよだみらいプロジェクトは、令和4年度が最終年度となりました。ちよだみらいプロジェクトに基づく行政運営では、まず目標年次と目標人口が、さらに37の施策の目標とその目標に関する数値目標が定められ、目標に向かう道筋が一定程度、議会または区民に示されておりました。しかし、第4次基本構想の下では、20年後のおおむねの姿である「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」という本区の将来像はもちろん、その下の分野別将来像や目指すべき姿まで全てが抽象的なことは、皆様をご承知のとおりだと思います。別の言い方をしますと、ちよだみらいプロジェクトの下では計画的に行政が運営されておりましたが、第4次基本構想の下では、アジャイルという方針を重視することで、

計画的な行政運営は影を薄め、僅かに将来像に向けた方針と各年度予算案で示される程度となっています。

この将来像に向けた方針は、計画的な要素を盛り込むべく、手直しに向けて検討中とのことですが、大きく変わることはないと推察しております。そのため、議会においては、予算あるいは決算の審査において、当該年度及び次年度以降の計画性を確認することがより重要になってきますが、ここ数年来の決算関係資料を見たときに、懸念されることがあります。それは、予算の流用により実施した事業数が多いことです。予算案、特に歳出予算は、当該年度における各事業の計画を、その予算額や執行する節によって議会または区民に示しています。言わば行政における最小単位の計画とも言えます。にもかかわらず、計画に変更が加えられて予算が執行され、決算段階において議会が数多くの予算案で示した計画の変更を知る状態です。

地方自治法第216条では、歳出に当たってはその目的に従ってこれを款項に区分しなければならないと歳入歳出予算の区分について定められており、区分された款項、その額について議会の議決が必要となります。そのため、令和4年度千代田区一般会計予算案では、第1条で歳入歳出予算の総額を定め、第2条で歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額を定めていますので、議決を受けた款項の間で予算を流用することはできません。千代田区予算事務規則第22条第1項で、同項内の目または節の金額は、予算の執行上やむを得ない事由がある場合のほか相互に流用してはならないと定めていますが、第3項で、部長は同目内の流用をしようとするときは別に定める予算執行に関する基本方針に基づき流用することができるようになっており、確かに目節の間ではやむを得ない場合に限り流用することは可能です。しかし、予算の流用全てが不適切とは言わないまでも、過度に予算の流用案件が生じている現状は、議会による議決の意義を損なうおそれが生じかねません。可能な限り少なくすべきであることに異論はないと思います。

そこで、3点お伺いします。

1つ、流用を定める予算執行に関する基本方針について、具体的内容をご説明ください。

2つ、予算の執行上やむを得ない事由がある場合とは、どのような場合を示すのでしょうか、お答えください。

3つ、その件数を減少させるためにどのような取組を実施する予定でしょうか。

以上、3点についてお答えください。

次に、**本区における公共施設の整備や管理運営の手法**について質問します。

これまで区は様々な行政需要に基づき、区民生活の基盤となる公共施設を整備してきました。近年、老朽化した施設も増えており、更新時期を迎えている施設もあるため、今後も計画的に建て替えや大規模改修を行っていく必要があります。

公共施設を建設するには多額の費用を要します。また、一たび公共施設を建設すれば、施設の運営や改修も含めた維持管理コストは、莫大な負担が長年にわたって生じ、財政運営を逼迫します。このため、公共施設の整備や管理運営の手法の選択は、ライフサイクルコストを考慮して検討することが極めて重要になります。

公共施設の整備と管理運営は、行政サービスの確実性、安定性、継続性などを担保するという

目的、意義から、サービスの提供主体たる行政が責任を持って行うべきであるという考え方を原則としています。しかし一方で、効率的な財政運営に資するため、コスト削減などの観点から、公共施設の管理運営手法について民間のノウハウを活用することでサービスの質を高めるという観点から、行政サービスを積極的に民間に任せる取組がこれまで政策的に行われてきた経緯があります。

本区においても、区有施設の整備や管理運営に当たり、民間開放の在り方や指定管理者制度ガイドラインに基づき、指定管理者制度やPFIなど様々な民間開放の手法が導入されてきました。本区の民間開放は、区が主体的に担う全ての業務を対象としており、区が直接実施する必要性、公益性、サービスの質の確保及び向上、コスト、効率性、費用対効果など、多角的、総合的に検討し、民間開放の判断基準としています。このように民間開放に当たっての区の統一的な考え方のガイドラインがある中で、本区は、現在整備に向けて準備が進められている神田錦町三丁目福祉施設については、従来型の整備でもPFIでもなく、区が事業者へ設計、建設、運営を一体的に委託するDBOが採用されております。

以前は、障害者施設では、えみふるが指定管理者制度、モフカが業務委託と、同じ機能の区有施設なのに民間開放の手法がそれぞれ違っています。本区では平成16年から令和3年までの間、現在の本庁舎の整備及び維持管理をPFI事業としました。また、平成20年から来年度末までの間、富士見小学校を含む富士見みらい館についても整備及び維持管理をPFI事業としております。本庁舎のPFIについては、区は、国の計画に後から参加したため、本区が主体的にPFIを採用したものではありませんが、富士見みらい館については区がPFIを選択しました。しかし、富士見みらい館、すなわち富士見小学校の整備や維持管理にPFIを採用し、以降整備された九段小学校は、従来型の公共施設整備となっており、区が設計から施工、運営まで行っています。また、現在整備中の大詰めを迎えているお茶の水小学校についても、従来型で整備されており、運営も同様の予定となっています。同じ機能の区有施設でありながら、整備と運営の手法に統一的な対応が図られていません。

ここで質問いたします。区の施設整備や管理運営に当たり、それぞれ違った手法を採用した理由、各施設においてその手法を選択した理由をお聞かせください。また、様々な民間開放手法を適用する区有施設について、ガイドラインに基づく判断基準に沿った導入時と、運営後における成果、効果の検証結果を、いつ、どのように議会や区民等に示されたのでしょうか。お答えください。

次に、区はこのたび富士見みらい館のPFI期間の満了を迎えるに当たって検証を行いました。その結果を踏まえ、区有施設の整備や管理運営の手法の選択に当たり、ルールづくりが必要だと考えます。今後の対応についてのご見解をお伺いいたします。

区有施設の整備や運営を民間に任せれば、効率的な成果も生じる一方、官により施設整備や運営が行われていれば、事故を未然に防ぐことができる可能性もあります。民間開放では、区の要求水準にのっとり着実に整備、運営を行い、修繕等の必要な箇所は当然対応しますが、施設利用者等のニーズにより安全性を確保するための予防的、保全的な工事などを行うことができません。

最後にお伺いします。こうした観点から、子どもや高齢者が多く利用する区有施設などは、予防保全や柔軟な改修が求められ、より安全な施設としていかななくてはなりません。民間開放への判断基準をこうした要素を踏まえて見直していくべきと考えますが、ご見解はいかがですか。

次に、**高齢者施策**について質問します。

現在、我が国は世界最高水準の高齢化率となっております。高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域の深刻な問題となっておりますが、75歳以上の後期高齢者となる2025年問題が間近に迫っています。我が国の高齢者人口は増加の一途をたどり、社会保障制度改革は待たなしの状況であります。日本の総人口が減少しており、国の高齢社会白書によりますと、令和38年には1億人を下回ると推計されています。一方で高齢者人口は令和25年まで増加し続け、特に介護のニーズが高まる85歳以上の人口の急増が予想されています。

そうした中で、令和6年4月からスタートする第9期介護保険事業計画の作成に向け、国から第9期介護保険事業計画の基本指針案が本年7月に示されました。現在、社会保障審議会では65歳以上の高所得者の介護保険料の引上げを含む見直しについて議論されており、年末までに結論が示される予定となっております。

千代田区に目を向けると、区内65歳以上の高齢者人口は区全体の人口増とともに増加傾向にあり、令和5年4月1日では1万1,374人となっております。また、要介護認定者数及び認定率については高齢者人口の増加とともに若干の増加傾向にあり、介護保険事業を実施する介護給付費についても増加傾向にあります。こうした状況は今後の区の財政状況に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

ここで伺います。千代田区の実情を踏まえ、千代田区の第9期介護保険事業計画の策定に当たり、区が進める高齢者施策の現状と課題、さらには今後の方向性についてお聞かせください。

戦後、生活環境の改善や医療の高度化に伴い、日本の高齢者の平均寿命が延びてきた一方で、認知症になる高齢者の割合も増えています。認知症とは、アルツハイマー病や脳血管疾患、レビー小体病など、様々な原因により脳が病変し、一旦正常に発達した知能が低下し、日常生活に支障を来している状況を言います。千代田区においては、区内の65歳以上の高齢者人口に、厚生労働省が算出している全国的な認知症有症率16.7%を掛け合わせると、約1,895の方が認知症であると推定されます。今後は認知症の有症率が20%まで上昇することが予想され、令和7年には日本の65歳以上の高齢者の5人に1人、実に700万人が認知症になる社会が到来すると言われております。私たちにとって認知症は、まさに誰でもなり得るもの、我々の社会で身近なものとして対策を講じていくことが求められています。

こうした状況の中、国は令和元年に認知症施策推進大綱を作成し、令和5年6月の通常国会では認知症基本法が可決され、認知症対策に力を注いでおります。認知症基本法第13条では、都道府県と区市町村に対して、地域の実情に応じた認知症施策推進計画の策定を自治体の努力義務として課しています。

ここで伺います。国が自治体の努力義務とした認知症施策推進計画の策定については、区は既に取り組みされておりますか。取り組まれているならば、計画策定の進捗状況をお聞かせくだ

さい。

認知症基本法第1条では、認知症の方の尊厳を尊重し、認知症になっても住み慣れた地域の中でその人らしく暮らしていくことができる社会の実現を目的に定めています。

ここで質問いたします。認知症と共に生きる共生社会を目指していく自治体千代田区として、今後どのような点を重視して認知症施策に取り組んでいくのか、区の基本的な考え方をお聞かせください。

最後に、**公衆喫煙所の確保**について質問します。

最近、まちににぎわいが戻りつつあることが実感されます。令和5年5月8日月曜日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に移行されたことと、6月の訪日外国人観光客の数がコロナ禍前のインバウンドのピークを迎えた2019年の約7割の水準まで戻りつつあること等が要因と思われます。まちににぎわいが戻ることは大変望ましいことですが、秋葉原などの地域では、来訪者の著しい増加等が、ごみのポイ捨てや喫煙者の喫煙所への集中により、地域住民の生活環境に影響を与えております。

平成14年10月、罰則つき路上喫煙禁止条例である、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例、いわゆる生活環境条例を全国で初めて施行しました。千代田区から路上喫煙禁止の動きは全国に広がっていきました。さらに令和2年4月には、健康増進法及び東京都受動喫煙条例の改正がなされ、多数の方が利用する施設においては、一定の場所を除き、屋内でも喫煙が禁止されることとなりました。これによって、特に都内において、たばこは限られた喫煙所においてしか吸うことができないのが現状です。

第3次基本計画ちよだみらいプロジェクトでは、平成31年度には75か所、平成36年度、令和6年度までに100か所の分散型喫煙所を設置するという目標を掲げてきました。現在改定された第4次基本構想の下では、長期計画がないので目標は示されておられません。

喫煙所を設置するために、公衆喫煙所設置助成制度を、千代田区議会から指摘を踏まえて内容の充実を重ね、（スクリーンを資料画面に切替え）設置費用700万円、維持管理費は年間264万円を助成するまで充実されました。しかし、令和4年度の決算額は、特別区たばこ税約30億円と、昨年より4億円も増加しました。今年予算は増加を見込んで29億円となっております。一般会計の歳入といえども、たばこ税が増えた分、喫煙所も必要に応じて増設することが望まれます。

喫煙所は、充実した助成制度をもってしても、喫煙所周辺への臭いや苦情を嫌がり、なかなか設置が進まないこと。また、ビルの老朽化、建て替えなどに伴い廃止せざるを得ない喫煙所もあることから、目標だった分散型喫煙所100か所を達成させるのは難しいのではないかと思います。（スクリーンの資料画面を切替え）現在、千代田区の喫煙所マップに示されている区内の喫煙所は175か所で、内訳は、公営6か所、助成制度を利用して設置された民間の喫煙所は73か所、その他民間喫煙所は96か所です。

ここで伺います。一昨年来、人の流れが急速に回復していることを考えると、行き場を失った喫煙者が発生することは火を見るより明らかです。現在、民間の助成を受けている喫煙所の

実態はつかんでいますか。継続が難しいところも出始めていると聞いています。ここで、公衆喫煙所設置助成制度を再度見直し、少しでも民間の喫煙所の充実を図れないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）また、必要なエリアに効果的な喫煙所、公衆喫煙所の設置を促していくために、例えばバス車両等を用いた巡回型の喫煙車を区内に走らせ、喫煙者の多いエリアのコインパーキングに一定時間駐車するというような、攻めの施策を検討する時期に来ているのではないのでしょうか。路上喫煙禁止条例を全国に先駆けて施行した本区において、喫煙者と非喫煙者が共存するために必要な喫煙所の確保に向けた具体的なお考えをお聞かせください。

以上、区長、教育長をはじめ、関係理事者の明快な答弁を求め、質問といたします。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 小林議員の高齢者施策に関する区の基本的な考え方についてお答えいたします。

社会全体の高齢化傾向が続く中で、高齢者施策の推進は喫緊の区政課題であると認識しています。区は、第4次基本構想に定める将来像である「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」を目指して取り組んでおります。このたび改定する介護保険事業計画におきましても、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるまちの実現を基本理念に掲げ、高齢者福祉の増進に取り組むこととしています。とりわけ、ご指摘のように認知症施策の推進は、今後、区として注力していく取組になります。

昨今の認知症治療薬の開発報道も相まって、症状が出始めた初期段階の方や、認知症に移行する前の軽度認知症障害の方に一筋の光明が見えてきたところです。認知症基本法が定める趣旨にのっとり、地域共生社会の実現に向けて、認知症の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、認め合い、支え合いながら、自分らしく住み続けられる地域を目指すことを基本理念に、認知症対策に取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 小林議員の高齢者施策に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、区の高齢者施策の現状と課題についてですが、区における高齢化率は現役世代の増加等により減少傾向にあります。高齢者人口や要介護認定者数及び認定率は増加していくことが見込まれています。介護保険事業計画の策定に当たり昨年度実施したニーズ調査では、コロナ禍の影響による外出頻度や地域との交流機会の減少など、フレイルや認知症に結びつくリスクが課題として明らかになりました。また、計画を検討する千代田区介護保険運営協議会では、フレイル予防の重要性や高齢者の通いの場の不足など、現場の声を聴取しております。こうした日常生活の変化や人口構成の推移を踏まえ、第9期計画では地域包括ケアシステムの深化、推進を基本目標に掲げ、フレイル対策、介護予防の推進、支え合える地域づくりなどを重点事項として注力してまいります。

次に、認知症施策についてですが、超高齢社会の到来に伴い、認知症がより身近な存在になり

つつあるという議員のご指摘は区も認識を一にしております。区はこうした認識の下、専門職や関係機関から成る認知症ケア推進チームにおいて、認知症対策の課題の洗い出しなど、計画策定に向けた検討作業を進めてきました。これまでの経過として、本年4月に開催された介護保険運営協議会において、区の認知症基本計画を介護保険事業計画と一体的に策定することが了承され、9月の千代田区在宅医療・介護連携推進協議会において計画の素案をご審議いただきました。今後は10月の開催予定の介護保険運営協議会での議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、来年4月に成案を得られるよう進めてまいります。

次に、認知症施策において重視する点ですが、認知症に対する正しい理解を普及させていく予防対策を進めながら、認知症の人が地域で尊厳を持って生きていける共生の実現を目指す基本方針の下、当事者とその家族を支える視点を重視した施策を推進してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 小林議員の公衆喫煙所確保についてのご質問にお答えいたします。

本区におきましては、平成14年10月、罰則付きの路上喫煙禁止条例である安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例を全国に先駆けて施行、本条例に基づき路上喫煙者に対する注意、指導に取り組む一方、喫煙者と非喫煙者の共生のため、喫煙所設置に対する助成制度を設けるとともに、区議会からのご指摘を踏まえて補助内容を拡充し、今や全国で最も手厚い助成内容になったと言っても過言ではないと認識しております。ただし、こうした補助を実施し開設した喫煙所につきましても、ビル老朽化に伴う機能更新のため閉鎖を余儀なくされる箇所もあることは議員ご指摘のとおりでございます。

一方、所管である安全生活課には喫煙に対する苦情が日々相当数寄せられており、職員はその対応に追われているのが実情でございます。そして、喫煙所設置助成制度につきましても、これだけ多額の税金を投入するということに対しまして厳しいお声も寄せられておりますことから、これ以上の補助内容の拡充は難しいと認識しております。したがって、今後、現行の喫煙所設置助成制度の周知をより一層図ってまいりますとともに、喫煙所設置可能場所の情報収集を積極的に行ってまいります。

そして、巡回型喫煙車を喫煙する方が多いエリアのコインパーキングに一定時間停車するという攻めの施策のご提案につきましては、技術的な側面及びコスト面、効果性の面から、鋭意その実現可能性を研究してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 小林議員のご質問のうち、初めに令和4年度決算に関するご質問にお答えいたします。

まず、流用を定める予算執行に関する基本方針についてですが、経費の性質に変更が生じる予算流用及び1件300万円を超える予算流用に関する事案は政策経営部長への合議事案とし、経費の性質に変更が生じない1件300万円以下の予算事業に関する事案については報告事案としております。

次に、予算の執行上やむを得ない事由がある場合についてでございます。当初予算に想定した事項に不足が生じ、一方で他の科目において余剰を生じる見込みのものがあり、議決の趣旨を損なわない範囲において予算を相互に融通したほうが効率的であると考えられる場合に、予算の流用を行っております。

最後に、流用の件数を減少させるための取組についてでございます。ただいま申し上げましたとおり、予算の流用イコール不適切な執行というわけではございませんが、件数が少ないほうが望ましいことはご質問のとおりでございます。そのため、経費について過不足のない適切な予算計上に努める必要があると考えております。具体的には、各事業における対象者の範囲や単価あるいは委託業務の仕様など、予算編成時に執行手法やその内容を精査するとともに、過去の実績やニーズ調査等により、過不足のない的確な件数の見積りを行うなど、適切な予算編成に取り組んでまいります。

次に、区有施設の整備や管理運営の手法に関するご質問にお答えいたします。

まず、施設の整備等の手法についてですが、区有施設の整備等の際には、民間開放の在り方等に基づき、事業の特徴や業務内容、周辺環境等を考慮し、それぞれの施設に適した手法を選択しております。各施設の手法選択の理由ですが、（仮称）神田錦町三丁目施設については、福祉施設として民設民営を優先して検討する中で、福祉分野の事業者の資力、高齢者と障害者の医療サービスを提供する施設特性等を考慮して、DBO方式を採用いたしました。また、富士見みらい館の後に整備した小学校でPFIを採用していないことにつきましては、本区での採用実績が少ない中、学校におけるPFI事業の検証が必要であった点などが挙げられます。その他の施設につきましても、事業の特徴や業務内容等を考慮して手法を選択しているところでございます。

次に、成果や効果の説明についてですが、PFIに関しては事業期間満了前に検証結果を、指定管理者制度については、毎年、指定管理者の事業報告の概要を、それぞれ区議会の各所管委員会に報告をしております。DBOなど新たな手法の検証結果についても適切な時期に報告をしております。

次に、施設整備等の手法の選択に際してのルールづくりについてですが、PFIに関しましては、富士見みらい館の検証結果を精査し、施設整備等の手法の選択に際して共通する留意点や検討事項等がある場合につきましては、必要に応じて手順等を整理してまいります。

最後に、施設の予防保全等に関わる判断基準の見直しについてですが、議員ご指摘のとおり、施設利用者のニーズや安全性の確保など、区として優先順位の高い事項がございます。民間開放の際には区と事業者の責任範囲を明確化することが重要であり、今後も区が適時適切に必要な措置を講じることのできるよう努めてまいります。

○19番（小林たかや議員） 19番小林たかや、自席より再質問いたします。

今の答弁の区有施設の整備についての、区民開放の在り方、これに沿ってやってほしいです。事業者と区が責任範囲を明確にしてやっていくことを、その都度の契約にするときには、区は担当者が3年ぐらいで替わっちゃうから、しっかりした担当者が覚えていてやればできるんだけど、次の担当者のときにできなくなっちゃうために、こういうものがあって、ここに書き込

んで、これを直していく。この区民開放の在り方についての冊子を直していくということが必要なので質問してるんで。そこはそのたびの契約でやっていくというんでは足りないんで、漏れてしまうから言っています。（ベルの音あり）

もう1つ、公衆喫煙所のことですけれども、助成制度をもう多分日本一やっているというのは分かっています。しかし、それ、質問でも言いましたけど、一般会計の歳入、もう一般会計だから仕方がないと言っても、4億円も増えているんですよ、予算が。来年も4億円増えます、多分。4億円、何億円増えます。ということは、それだけたばこを吸う人が増えているんで、助成も含めて、新しい例えば攻めの助成をしても、今までの助成も攻撃的に変えていかないといけないんで、その喫煙者が増える分だけのこともちゃんと考えて財政に当たって、財政として見ていくということをしないと、この喫煙所問題は解決しないと思いますけど、いかがですか。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 小林たかや議員の喫煙所整備に関する再質問にお答えいたします。

現行の助成制度も含めまして財政に当たっていくべきというご指摘と承りました。他の自治体の状況も踏まえまして、必要な助成も検討した上で、公衆喫煙所の整備に当たってまいりたいと考えております。（発言する者あり）

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

民間開放への判断基準の見直しについてということで、区として優先順位の高い予防保全であるとか区民ニーズの反映について、しっかりと民間開放の視点で反映させていかなければならないという課題認識は、私も同感でございます。

具体的なところを申し上げますと、施設運営が開始された後に判明することが多いという状況がございまして、これを実際にあらかじめ規定しておくところがなかなか難しいところがございます。一方で、そういった課題認識は持っておりますので、引き続き、都度都度の対応というところも重要でございますので、その点はしっかりと対応してまいりたいと存じます。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

千代田区議会自由民主党議員団を代表して、15番永田壮一議員。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 令和5年第3回定例会に当たり、自由民主党議員団の代表質問を行います。

初めに、民間の人材活用と副区長2人体制について伺います。

令和5年第1回区議会定例会において、千代田区副区長定数条例の一部を改正する条例を可決

したことで、副区長は2名体制となりました。この条例は、行政運営のデジタル化を一層推進するには、高度な政策判断や組織横断的な調整を迅速かつ円滑に行う必要があるため、事務の総指揮を執る副区長を2名体制にするものです。DXは全ての所管に関係することから、専門知識を持った副区長が横断的に総指揮を執ることは効果的であると言えます。人事については、インターネット創世記からIT業界に携わってきた小林聡史氏が本年4月1日より副区長に就任しました。

東京都では、DX推進のため既に民間から副知事を登用しており、都政の構造改革、区市町村との連携が加速的に進んでいるところです。私は民間からの人材活用は推進の立場ではありませんが、公、民の違いを認識することが前提条件となります。このことをChatGPTに問うと、民間企業は利益を追求し、株主や経営陣の利益を最大化することが一般的です。一方、行政機関は、公共の利益を促進し、公共サービスを担い、法律や規則に基づいて社会福祉の向上を目指すものです。との回答でした。

民間では、景気が低迷していた20年ほど前から、人件費削減のためのリストラ、不採算事業からの撤退が広く行われるようになりました。地方自治体においても、国や民間からの影響もあって、スリム化による経費削減が求められていたことから、本区では人件費比率25%程度という財政目標を設定していました。平成18年に職員定数条例を改正し、職員定数を1,146人から1,020人に削減したことの効果もあって、人件費比率が20%を下回ってからは数値目標設定の意味がなくなっています。

財政健全化自体は必要ですが、人件費削減のために採用を減らしたことによって、同時期の人材が不足してしまい管理職の担い手が少ないという問題や、外注化による経験値の流出が起きています。民間では常識だと行政と比較されることも多いですが、人員削減、事業の縮小といった手法、短期的な成果を求めることは、一定の効果は期待できても、短期的なもので限界があり、行政運営には必ずしも合うものではありません。何より行政サービスには区民の利益の追求という視点が求められるからです。利益、効率性を優先する民間の常識をそのまま行政に当てはめるのではなく、区民サービスの向上という視点を忘れてはならないのです。

今後もDX推進といった内部人材だけでは対応できない、高い専門性が求められる分野が増えていくと思われます。基本的には新規職員を採用し、時間をかけて人材育成していくものですが、社会の急激な変化に対応していくためには、外部人材の活用が今まで以上に求められると考えます。そこで4点質問します。

1、副区長2人体制となって半年、横断的に総指揮を執る庁内の執行体制は機能しているのでしょうか。

2、DXに限らず、専門知識が必要な分野は、管理職不足を補充するために外部人材の活用が必須であると考えますが、本区の方針はあるのでしょうか。

3、庁内は外部人材の能力を活用できる環境になっているのでしょうか。働き方などの意識の違いによる問題はないか、本区における現状についてお答えください。

4、派遣も含めた外部の人材と職員定数のバランスについてどのように考えているのか、お答

えください。

続いて、**給食費無償化**について伺います。

全国的に公立小中学校の給食費無償化の実施、検討が進んでいます。本区では恒久的な財源確保、私立学校との公平性、給食法にある学校給食は保護者の負担とするという法的な問題から、実施には慎重でした。それでも我々会派は、給食費無償化とは別の方法で、早急に実現可能な対策を求め、物価状況上昇による子育て世帯への家計への負担増を軽減するため、子育て教育給付金として、18歳以下を対象に、保護者の所得制限なしで5万円を本年1月から給付したところです。5万円の根拠は1年間の給食費相当額であることから、給食費無償化実施については次年度に向け、状況を注視していくことになっていました。

給食費無償化については、現在、国の検討は始まっているものの、積極的な動きは見られず、法整備や補助金の具体化まではしばらく時間がかかりそうな状況もあり、23区内では独自に給食費無償化の決定が加速しています。これには、憲法で義務教育はこれを無償とすると規定されていながら、法律では給食費については保護者の負担とするというのは、矛盾していると以前から指摘されてきたことも関係していると思われまます。

義務教育無償についての文部科学省の見解は、教育提供に対する対価、教科書を含む授業料は徴収しないというものです。個人で使うものは私費で購入が原則のため、主なものでは制服、体操着、遠足代、修学旅行の積立て、絵の具、リコーダーといった負担が必要な教材まで、詳細を挙げたら切りがありません。その中で、教育の一環でもある給食費くらい無償化にできないかという意見は根強いものがありましたが、法的根拠もあって進みませんでした。

こうした状況下にあって、一気に無償化の流れが進んだのは、各地域での首長選挙において、ほとんどの候補者が公約として掲げたことが大きく影響していると思われまます。足立区でも先日、区立の小学校の給食費を無償化すると発表しています。区立小学校に通う3万人の児童の給食費は年間10億円になるそうです。これだけの予算が恒久的に支出されると、財政的にも厳しいのではないのでしょうか。今後期待される国や都の補助金を見込んでの決定だと思われまます。

本区ではどうでしょうか。区立小学校に通う児童生徒は4,500人で、給食費を無償化した場合の予算額は約3億円と試算されています。対象の保護者には、給食費1年分相当、1人5万円の負担減となります。また、保護者だけでなく学校にも、給食費徴収に伴う事務作業の負担が軽減されるといった利点もあります。千代田区子育て・教育応援給付金は、保護者の所得制限なしで18歳以下の1万2,000人に対して5万円を給付して、予算は約6億円でした。例えば区内全ての小学生12歳以下に毎年5万円を給付しても、給食費無償化とほぼ同額で可能と思われるので、私立との公平性の観点から今後検討の余地はあるのではないのでしょうか。

給食費が無償化された場合、食育の観点も考慮して、これまで以上に食材の質の向上に取り組むべきです。既に給食は、可能な限り国産の食材、旬の食材を使用した献立、行事食、栄養バランスといった要素を、限られた予算内で工夫していることは承知しています。それでも1人300円台では限界がある上に、物価高騰している現状において、予算内で一定の質を確保していけるのか心配です。給食法で学校給食の運営に要する経費及び維持の方法といった制限がある中で、

自由度が少ないことは理解していますが、千代田区らしい質の高い給食を提供してほしいと願い、4点質問します。

1、給食費無償化を実施すると、恒久的に予算が年間約3億円増額することになりますが、財源についての考え方をお聞かせください。

2、給食費無償化は11月から実施予定とのことですが、物価高騰の影響で、これまでと同様の予算で賄い切れるのでしょうか。

3、総合的な子ども・子育て支援施策における給食費無償化の位置づけについて、私立学校との公平性も含めて見解をお聞かせください。

4、給食について、本区独自の取組が可能かどうか。一食300円台では限界があると思いますが、食育の観点からも、特に食材について質の向上が大切だと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、**LGBT施策**について伺います。

前回の第2回定例会において、当会派所属の白川議員から、義務教育におけるLGBT教育について質問がありました。そこで、教育の視点から、義務教育の段階では、生物学的な男女、父母から自分が生まれたという自己の存在の基本を理解することが大切で、多様性については次の段階で教えるべきだと指摘しています。答弁は、学習指導要領にないことから、LGBTに特化した教育は考えていない。人権教育における偏見、差別の観点からのみ指導するとのことでしたが、今後については懸念がまだ残っています。答弁は続けて、男らしさ、女らしさといった差別的な言葉は使用しないとありました。こうした内容は、教育現場での使用においては慎重になるべきであっても、差別的であると断定することには違和感があります。

LGBTの取組については、与野党が対立し、党内でも見解が分かれるデリケートな課題ですが、リベラル化が進む自民党の中で、我々保守会派としての立場を明確にすることは重要だと考え、継続して取り上げていきます。

本年6月に政府より、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が公布、施行されました。これにより何が変わったのか分かりにくいので、初めに法案の概要を読み上げます。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。要するに、いかなる性的指向であっても、差別や偏見なく寛容な社会をつくっていきましょうということです。

法案成立は、自民党が中心となりながら、日本維新の会、国民民主党の修正案を採用し、性同一性をジェンダーアイデンティティに変え、家庭及び地域住民等の協力、国民が安心して生活することができることとなるよう留意するという文言を加え、行政主導に一定の制限をかけました。

賛否が分かれたこともあって、理念的な法律でしかありませんが、方向性は示されました。

この中には、地方公共団体の役割として、基本計画の策定とその他の必要な事項を定めるよう求めています。本区ではこれを受け、LGBTQを知るハンドブックを作成しました。中身は多様性についての説明が主で、本質には触れられていません。ChatGPTで作ったかのようです。今後は、幅広く理解が広がるような内容に更新していくことが求められます。

性的少数者に対する理解は、歴史的に寛容な日本の社会であっても、異質なものに対する警戒感から、排除、あるいは関わらない、無視をするという態度が多数であったと認識しています。多数の利益を守る保守の立場から考えると、少数への配慮は必要であっても、多数の不利益となることに対する抵抗感は根強いものがあるのです。

元参議院議員で、性的マイノリティーであると告白している松浦大悟氏は、著書の「LGBTの不都合な真実」の中で、当事者として感じた様々な課題を指摘しています。十数年前の民主党政権時に、人権派とされる議員に自らの性的指向を告白したところ、全く相手にされなかったのに、ここ数年になって急にLGBTについて積極的になっていることへの違和感。性的少数者である当事者を差し置いて、保守対リベラルの極端な主張により、対立構造で政治問題化していること。実際に性的少数者の政党支持率を見ても、全体の傾向とほとんど変わらず、自民党支持率が最も高いこと。性的少数者だからリベラルであるという先入観を植え付けて、意図的に政府との対立構造をつくり上げ、国民の分断を図っているかのような状況では、当事者が望まない対立が深まるばかりであること。LGBT活動家は、たとえ当事者であっても、批判をすると反LGBTだと排除する。最後に、LGBT活動を政治利用から切り離し、幅広い理解を得られるよう軌道修正し、社会とのよりよいコミュニケーションを目指したいだけなのです。保守派の皆さんも関心を持ってほしい。と締めくくっています。

松浦氏は当事者として、LGBTを切り口に、差別、人権、公正、寛容、保守、リベラルとは何かという根源的な問題提起をしています。私たちは、彼らが目標とする同性婚、パートナーシップ制度に対して、基本的には反対、あるいは条件付で検討の余地があるという慎重な立場ではありますが、性的指向が違っているだけで他は変わらないという認識をまず持つことが、偏見や差別解消の第一歩だと考えています。性的少数者がリベラルで反体制だというイメージ、レッテル張りをなくし、共に国や社会に貢献したいという主張は、強硬な保守派といえども無視はできないでしょう。

同時に松浦氏は、根本的な解決には、憲法改正により、同性婚あるいはパートナーシップ制度を盛り込むべきだと主張しています。この件には反対の立場でも、憲法改正全体の議論を進める中で検討課題として取り上げることは可能でしょう。憲法改正反対派は解釈論で解決できると主張していますが、双方の見解の相違は幾ら続けても平行線で、合意には至らず、根本的な解決にはなりません。憲法9条も同性婚も併せて改憲に向けた議論することは、相互理解、偏見、差別解消につながっていくと考えます。

以上の指摘から、4点確認します。

1、政治的対立があるLGBT問題ですが、区としてどのように中立性を保っていくのでしょ

うか。

2、LGBTQハンドブックはどのように活用するのでしょうか。多様性だけでなく、基本である生物学的な性別は男女であること、理解増進法について、賛否双方の主張も盛り込む必要があると考えますが、どうでしょうか。

3、自己申告の性自認による問題は、トイレ、公衆浴場、更衣室といった女性用公共空間において指摘されていますが、本区としてどのように対応していくのでしょうか。日本ではまだ報告されていませんが、女性のスポーツ種目に、生物学的男性であるトランス女性が参加することによる優位性がアメリカでは社会問題になっています。まだ特殊な例かもしれませんが、学校や庁内で同様の事例が発生した場合の対応について、対策を考えているのでしょうか。

最後に4番目、LGBTについて不当な差別はあってはならないと規定されましたが、具体的な差別の定義はあるのでしょうか。合理的区別との違いも踏まえ、お答えください。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、自由民主党議員団の代表質問を終わります。
(拍手)

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 永田議員の給食費無償化に関するご質問にお答えいたします。

私はこれまで第2回定例会における答弁や先日の招集挨拶において、本区の地域特性を踏まえた子ども・子育て支援策について、施策全体のバランスを考慮しながら総合的に実施していく旨を申し上げてきました。同時に、給食費無償化については、地域格差が生ずることのないよう、全国一律の制度で実施するべきであると考えている一方で、物価高騰の長期化による、子育て世帯を取り巻く現下の厳しい状況を踏まえた対応の必要性は、議会の皆様と同様の認識を持っている旨もお伝えしてまいりました。

こうした考え方を前提として、私学へ通学するご家庭の課題も含めて、これまで議会の皆様と重ねてきた様々な議論を踏まえて庁内にて検討を重ねた結果、給食費無償化は総合的な子ども・子育て支援策の中の1事業として位置づけるとともに、子育て世帯への物価高騰対策事業として速やかに実施すべきと判断し、今定例会に補正予算としてご提案するものです。

なお、議員からご提案のありました、給食に関する区独自の取組、食育の観点や食材の質の向上につきましては、私も重要な視点であると認識しております。令和6年度以降につきましては、通年で実施した場合には約3億円の経費が必要になるという財源の課題は、ご質問のとおりであり、これから慎重に判断してまいります。

詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 永田議員の学校給食費無償化のご質問にお答えします。

まず、物価高騰の影響についてですが、補正予算で提案した学校給食費につきましては、議員ご指摘のとおり、食材等の価格高騰の影響により、学校給食に係る経費の不足が見込まれるため、令和5年11月から児童生徒1人1食当たりの給食費自体をまずは15円増額した上で、本年度末までの全額補助としております。

次に、独自の取組や食材の質についてですが、本区の給食は、学校ごとに取り組めるよう、栄養教諭や学校栄養職員が栄養のバランスを考慮しつつ、各学校の行事や教科などとも連携した献立づくりを行っております。こうした児童生徒にとって生きた教材としても活用できる給食提供の取組を、議員のご指摘を踏まえ、さらに進めてまいります。また、給食を通して児童生徒の食に関する自己管理能力を育み、生涯にわたって望ましい食習慣が形成できるよう、引き続き区の食育を推進するとともに、栄養バランスや旬の食材活用に配慮しつつ、食材の質を確保し、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） 永田議員のLGBT施策に関するご質問にお答えいたします。

まず、LGBT問題に関する区の中立性についてですが、区では、令和5年6月の国の法律、LGBT理解増進法ですが、その成立前に策定した第6次ジェンダー平等推進行動計画や第4次基本構想に掲げられている「多様性を尊重し認めあう社会づくり」に基づき、人権尊重のための施策に取り組んでいるところです。LGBT施策についても、こうした方針に基づき、政治的な対立に左右されることなく推進してまいります。

次に、区が発行したLGBTQハンドブックの活用についてですが、このハンドブックは、地域社会の理解促進のため、学識経験者や区民等で構成される男女平等推進区民会議をはじめ、庁内に設置されている男女平等推進委員会の意見等を頂きながら、LGBTQに関する基礎知識や当事者が直面する困難、相談窓口などについて、分かりやすくまとめたものです。今後は、各地域を構成する団体への紹介や、男女共同参画センターMIWで行う講座や、情報誌への掲載などを通し、その存在を周知し、理解促進、普及啓発に活用していきます。掲載内容の更新については、国で発足させた性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会での基本計画や指針の策定に向けての議論を注視しつつ、永田議員のご指摘も踏まえ、必要な情報を盛り込んでまいります。

次に、性自認によるトイレ等やスポーツ種目に関する問題に対する区の対応についてですが、トイレや公衆浴場、更衣室などの問題は、本年7月の最高裁判決もあり、社会的にも注目されています。また、スポーツ種目についても、東京2020オリンピック大会への、トランスジェンダーを公表している選手の自認する性別での出場など、様々な議論があるところです。現在、区立学校や庁内ではケース・バイ・ケースでの個別対応となっているのが現状ですが、今後は前述の国の会議体での議論を注視しつつ、議会でのご意見も頂きながら、区として適切な対応策を検討してまいります。

最後に、LGBTに関する具体的な差別の定義についてですが、LGBT当事者への嫌悪や、いじめの対象となるなど、様々な社会的困難事例が挙げられていますが、それは一般的にある差別の事象であり、LGBTに特化した差別の定義はありません。また、妊娠、出産など生物学的な男女の性差から必要となる合理的な区別についても、当然必要であり、差別の対象ではありません。誰もが安心して自分らしく過ごすため、どんな場にも当事者がいることを考えなが

ら、それぞれの性自認や性的指向を含めた人権意識の普及啓発が大切であると考えております。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 永田議員の副区長 2 人体制に伴う庁内の執行体制に関するご質問にお答えいたします。

本年度から事務の総指揮を執る副区長を 2 人体制とし、併せて D X の事務をつかさどる組織整備も図り、全庁を挙げてデジタル化に取り組んでいるところでございます。専門的な知見を有する民間企業出身の新たな副区長就任により、当初は行政と民間企業との仕事の進め方の違いなどもあって組織内において戸惑いもありましたが、副区長が民間企業で培った専門的な知見と行政の公共的視点とのバランスの中で、新たな執行体制が機能し始めていると認識しております。今後につきましても、副区長の指揮の下、全ての区民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、引き続き D X 推進に取り組んでまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 永田議員の民間の人材活用に関するご質問にお答えいたします。

まず、外部人材の活用の方針についてでございます。特別区各区が主に外部から管理職等を採用する場合は、法や条例に基づき、3 年または 5 年を超えない範囲で任期つき職員として採用することができます。本区では、人材育成基本方針において、専門性を有する人材で、区の内部で直ちに配置が困難な人材、育成に相当の期間を要する人材については、外部人材を任期つき職員として採用し確保する考え方を示しており、現在、デジタル、広報、産業振興の分野において採用し、それぞれの強みを生かし、区政課題に対応してもらっております。また、採用に当たっては、各区において特別区人事委員会の承認を得る必要がございます。

次に、外部人材の能力を活用できる職場づくりについてでございます。職員アンケート結果から、千代田区の組織風土は、業務を見直す姿勢、そして他の職員の意見や提案、アイデアを取り入れる姿勢が弱いと分析をしております。外部人材を採用すれば、組織文化の違い等により摩擦が生じることもありますが、むしろそういった機会こそが、職員が成長し、組織風土が変わる契機となると考えております。

次に、派遣も含めた外部人材と職員定数とのバランスについてでございます。現在の職員数約 1,200 人に対し、庁内で職務に当たる人材派遣スタッフは約 200 名でございます。その人材派遣スタッフのうち約 90 人については、産育休、病気休職等により職場に欠員が生じたため、職員の代替として職務に当たっており、残る約 110 人については、時限的に業務量が増加する業務等において職員の業務を補助する役割を担っております。したがって、人材派遣スタッフは職員が復職などその事由がなくなった際には原則として解消いたします。近年、求職者等が増加し、期間が長期化するものもあるため、職場の状況に応じ、人材派遣スタッフによる代替だけではなく正規職員も配置できるよう、職員採用を強化しているところでございます。今後も各職場の状況を踏まえ、外部人材の活用や職員の適正配置を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、公明党議員団を代表して、6 番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○6番（米田かずや議員） 令和5年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表いたしまして質問させていただきます。

初めに、**令和4年度決算と来年度予算**についてです。

令和4年度一般会計予算は、「希望の明日につなぐあけぼの予算」と名づけ、コロナ禍という未曾有の危機を変革のチャンスと捉え、果敢にチャレンジし、チェンジを促す様々な取組をスタートさせることを目指して予算を編成し、コロナ感染症対策を最優先で取り組み、子どもに関する取組、高齢者に対する取組や、全庁LAN保守管理等のDXの取組、また、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した世界的な物価高騰に対応するため、補正予算を編成して様々な対策にも取り組んできたことは一定の評価をいたします。

また、財政面に関しても、財政指標などを見ると、財政力指数や実質収支比率、経常収支比率など、健全な状態であることを認識しております。ただ、決算資料を見ていますと、執行率が極端に低かった事業——詳しくは決算委員会で触れますが、など多く、課題も多く見られます。また、監査委員の決算審査意見書などを拝見しますと、様々なご指摘を頂いております。

そこでお伺いします。令和4年度決算を総括し、現状と課題をどのように分析したのかをお聞かせください。また、今年度の事業執行や来年度の予算編成に当たり、どのように反映させていくのかもお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

令和6年度予算編成に向けては、既に区の予算編成方針が公表され、動き始めております。令和6年度は、第4次基本構想に掲げた将来像を実現するため、区民を取り巻く環境の変化を的確に捉え、社会の変化に応じた施策を展開していくことと思います。本格的なアフターコロナの時代に入り、コロナ禍で最も影響を受けた地域コミュニティ、地域経済の下支えや、環境問題や子育て支援や高齢者福祉の充実など、人口増や年齢層の変化に応じた、より一層の事業の推進が求められております。さらに、少し先の将来に目を向けると、2040年問題への対応や、公共施設などの老朽化への対応なども考えていかなければなりません。そこで、区民サービスを低下させないよう、基金や低未利用地の活用なども含め、これからの区政運営をどのように進めていくのかについても併せてお聞かせください。

次に、**奨学金返済支援制度**についてです。（スクリーンの資料画面を切替え）

公明党はこれまでも、学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指し、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んでまいりました。そのような取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまで制度が充実してきました。しかし、そんな中、卒業後の若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。奨学金を返済している区内の若者からも、奨学金の返済が厳しい、実家から独立するには他区に住まないとならない、将来が見通せず結婚を考えることができない、など多くの声を頂きました。（スクリーン表示を元に戻す）

実は、2019年度末の返還滞納者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に

上ります。延滞の主な理由は、長引くコロナ禍での家計収入の減少、物価高騰での家計支出の増加、また入院、事故、災害等による収入減など、様々な要因で延滞者数の増加が指摘されております。こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で全国市区町村で導入をしております。本区においても、人材の確保が困難な介護士、保育士に対し、奨学金返済支援制度を行っていただいております。活用している方にお話を伺うと、精神的な不安感の解消につながった、奨学金を無理なく返還する計画を立てることができ結婚を現実と考えられるようになった、など感謝されておりました。また、利用している企業の方に話を伺うと、この制度があるので就職先に決めていただいた、定着率にもつながっている、と伺いました。改めて、この制度を創設していただいたことに感謝いたします。

そこでお伺いします。奨学金返還に苦しんでいる区内の若者の負担を軽減するとともに、区内定着を促す奨学金返済支援制度を、介護士、保育士だけでなく、他の職種にも拡充してはいかがでしょうか。この制度を拡充することで、我が区はこれからの若者を全面的に応援するとのメッセージになると考えます。ご所見をお聞かせください。

次に、**改正障害者差別解消法**についてです。

障害のある人もない人も平等に生活できる社会をつくるため、その障壁となるものを取り除くことが重要として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しております。（スクリーンを資料画面に切替え）

合理的配慮の提供とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重過ぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。合理的配慮の提供は、これまで行政機関等では義務、事業者は努力義務とされてきましたが、令和3年5月に改正障害者差別解消法が可決、成立し、令和6年4月1日から事業者も義務化されることになりました。今後は企業においても合理的配慮を法的義務として提供することが求められております。

国や自治体では、合理的配慮の提供は既に法的義務になっておりますので、段差がある施設等にスロープを設置する。セミナーや説明会では、手話通訳や筆談、音声ガイドを準備する。障害者にとっても分かりやすいようにコミュニケーションツールを活用するなどの配慮が行われてきました。

また、本区では、上記以外にも、何らかの障害で読み書きが困難な場合、窓口で本人の意思を確認しながら代読、代筆したり、意思疎通のために絵や写真、筆談などを活用したりしております。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、そのことをスムーズに対応できるように、代読、代筆の基本技能を習得することを目的

とした職員研修も行っております。そして、区のほとんどの窓口に、写真にありますように、代読・代筆サービスを行う旨の表示プレートが既に設置されております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。差別解消法が改正され、来年4月1日から民間企業にも義務化されることになりました。区としてこの改正法をどのように捉えているのか。また、企業の多い本区の事業者にも早急に周知していくことも重要と考えます。ご所見をお聞かせください。

銀行などの千代田区に本社を置く大企業では、来年に向けて既に研修などを行い、取り組んでいるところもあります。ですが、区内の中小企業や小規模事業者の中には、まだ知らない、まだどうやって取り組んでいいのかわからないという方々もいらっしゃいます。

そこで伺います。このような方々のために、本区が職員を対象に行っているような、代読・代筆サービスの基本技能取得を目的とした研修等を行い、千代田区内の中小企業者の方々に障害者への理解促進と対応技能を身につけていただき、本区窓口と同様の表示プレートを設置することなどを広く周知してはいかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

次に、視覚障害者の情報取得についてです。全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があります。

内閣府のホームページでも以下のように記載されています。（スクリーンを資料画面に切替え）視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報に変換して、活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります。事実、自宅に届く郵便物などを、不要なDMとの識別ができずに捨ててしまった方もおり、必ずしもプライバシーが守られないボランティアに何とか頼んで代読をしてもらうとか、高齢化が8割に至っている視覚障害者の方が、慣れないパソコン操作等で文字をコード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いております。視覚障害者の手帳を持っている人のうち点字が読める人は僅か1割です。他の疾病や高齢化など、文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。音声コードというのは、紙媒体に設置された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障害者はそこを指で触れれば音声コードの場所が分かります。（スクリーン表示を元に戻す）

例えば代表的な一例として、ワクチン接種券は自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封筒には音声コードがついていません。このため、何の封書かわからないために誤って捨ててしまうこともあります。このほかにもあると思います。そこで、まず、せめて国や地方自治体などから送られてくる公的な通知文書や広報などの印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必要と考えます。また、封筒の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書の中の紙媒体に音声コード

がついていない場合は、内容が理解できません。

本区では全国に先駆けて、全ての障害者が、障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得や、その利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した、千代田区障害者の意思疎通に関する条例という、すばらしい条例も整っているわけですから、区民に送付する公的な通知について、音声コードの普及を早急に推進していくべきと考えます。ご所見をお聞かせください。

次に、サイバー対策についてです。近年、大企業のみならず、サプライチェーンを構成する**中小企業、小規模事業者**においても、サイバー攻撃の脅威にさらされている事実が明らかになっております。最近の事案からも、業種や事業規模を問わず、中小企業や小規模事業者もサイバー攻撃や不審なアクセス等の脅威にさらされていると言えます。そして、もし被害に遭ってしまった場合には、数千万から数億円の損害が発生してしまうおそれがあり、自社のみならず、取引先も含めて操業が停止してしまうおそれもあります。また、取引業者から損害賠償を請求されるなど、事業の継続が危うくなるような大問題にも発展しかねません。（スクリーンを資料画面に切替え）日々、サイバー攻撃の高度化、巧妙化が進む中で、サプライチェーン全体におけるサイバーセキュリティ対策強化のためにも、これを構成する中小企業においても、サイバーセキュリティ対策の実施が急務であります。

情報処理推進機構（IPA）が、中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査を実施した結果、この5年間で情報セキュリティ対策の実施状況は僅かに改善しているものの、直近、過去3期、セキュリティ対策、投資を行っていない中小企業は33.1%に及ぶことが示されました。セキュリティ投資を行わなかった理由として最多だったのは、必要性を感じていない。費用対効果が見えない。コストがかかり過ぎる。また、必要と思うがどこからどう始めてよいか分からない。が続きます。この回答結果を見ると、依然として中小企業における対策実施に関する課題は多く、さらなる対策の必要性の訴求や対策の実践に向けた支援の必要性が明らかになったと考えられます。

そこで、国や都、また商工会議所などでは、お困りの中小企業を対象に様々な支援事業を行っております。本区でも各団体と協力してセミナーを行いました。（スクリーンの資料画面を切替え）その中でも、東京都が一昨年からは始めているサイバーセキュリティ対策強化サポート事業が好評を得ております。この事業は、EDR（侵入を防げなかった脅威を検知、対処するセキュリティ対策）環境を導入し、サイバー攻撃の実態把握やインシデントへの対応支援を行います。また、サイバーセキュリティに関する基本方針や規模等の策定、見直し、情報資産の適切な管理等に向けた専門家による指導、助言を行う情報セキュリティマネジメント指導などのサポートを行い、中小企業の自立的なサイバーセキュリティ対策の後押しをします。本取組を通じ、都内中小企業全体のサイバーセキュリティ対策に対する意識を向上させ、IPAのセキュリティアクション2つ星宣言を実行できるようなサポートをしてくれております。（スクリーン表示を元に戻す）

このマネジメント指導の1つの目標としている、IPAの定めるセキュリティアクション2つ星は非常に重要で、IT導入補助金、ものづくり補助金事業など、国や自治体のITに関する補助金の申請要件にもなっております。実際に担当者にお話を伺うと、先着順で100社の募集、

参加費無料（EDR保証期間3か月、1社当たり300台）という好条件もあり、今年度の事業申込みは5月より実施しておりますが、申込みが既に100社を超過しており、今年度の申込みは既に終了していると聞きました。ちなみに千代田区内の企業は14社採用されております。

好評の理由としては、セキュリティの意識が高まっているだけでなく、セキュリティアクション2つ星が宣言できる。また、今後ますます進むデジタル時代では、取引企業の取引継続の条件として、情報セキュリティ体制の整備にも対応できるだけでなく、新たなビジネスチャンスにつながることも大きいのではとおっしゃってございました。

ただ、課題がないわけではありません。申込みが多く、区内事業者が参加しても参加できない。昨年実施された3か月の無償提供以降のEDRの有償での継続率は20%、平均して月額1台当たり800円、この費用負担の課題があるとおっしゃってました。小規模事業者には、都が実施している本取組が周知されているかどうか分からない。中小企業の定義に該当しない。言わば大手企業の下位層が興味を持っているが、本事業の対象外とされている実態などです。今後のデジタル社会が進む時代では、中小・小規模事業者の情報セキュリティ体制の整備は必須です。

そこでお伺いします。区内の中小・小規模事業者を守るため、都が行っているサポート事業等を参考に、先ほど述べた課題を解決できるような、区内事業者のニーズに合わせた区独自のセキュリティ対策支援サポート事業を行ってはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に中小企業・小規模事業者に対する相談体制についてです。

中小企業小規模事業者に対して様々な支援体制や相談体制を整えていただいております。中小企業診断士による無料経営相談、起業者のための無料経営相談。まちみらい千代田ではビジネス法律相談等を幅広く行っていただいておりますことは感謝申し上げます。商工融資事業については、様々な融資を申し込む際に、必要書類を添えて窓口提出していただき、併せて中小企業診断士と面談をしていただくことになっております。このことは当然必要なことであり、またアドバイスも頂けることなので、ありがたいということです。

ただ、面談は平日の午前9時から午後5時までとなっております。ご利用される方の中には、この時間帯に行くのは厳しいとの声もあります。実際にご相談いただいた方は、仕事の関係でなかなか平日に時間が取れず、面談の予約を取るのに1か月以上かかったと伺いました。仕事の都合上、どうしても平日のその時間帯は難しい方も多くいらっしゃると思います。

そこでお伺いします。中小企業診断士の面談の日程を、例えば月に数回でもよいので、面談時間を延長することや、土日に面談を行えるように検討してはいかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

最後に、ペロブスカイト太陽電池についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

ペロブスカイト太陽電池とは、光を電気に変換する結晶構造を持つペロブスカイトという素材から造られる太陽光発電です。ペロブスカイト太陽電池は日本において開発された技術で、次世代の太陽電池として近年注目されるようになり、急速に開発が進められ、多くの企業が参入するようになっております。ペロブスカイト太陽電池はこれまでのシリコン系太陽電池とは異なり、材料も特に高価な金属などを使わず、比較的手に入りやすいヨウ化鉛やメチルアンモニウムなど

が素材になり、それらをコーティング技術で確保できるため、シリコン系の太陽電池より低コスト化が期待されております。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、ペロブスカイト太陽電池の場合、小さな結晶の集合体が膜になっているため、折り曲げやゆがみに強く、シリコン太陽電池の10分の1ぐらいの重量で製造できます。このことで、これまで設置が難しかった駐車場、小規模な工場、倉庫、仮設店舗など、耐荷重の大きくない建物の屋根などに設置できます。また、ビルの側面、柱などにも設置が可能になると言われております。（スクリーン表示を元に戻す）

これまで懸念されていたエネルギー変換効率も向上しており、2009年頃に、ペロブスカイト太陽電池の研究が始まった頃ですが、当初は変換効率3%程度でしたが、固体にすることで10%以上に高効率化し、材料や製法の改良が進み、現在は25%を超えるとする論文も出てきており、主流のシリコン系太陽電池と比べても遜色ない効率になってきました。ただ、本格的に実用するには、高い効率を維持しながら、耐久性の向上、量産技術の開発などの課題も解決しなくてはなりません。

政府も2023年4月4日、岸田首相が再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議で、ペロブスカイト型太陽電池と呼ばれる次世代パネルを2030年までに普及させる方針を打ち出し、環境省は2030年度の太陽光発電の導入目標に約2,000万キロワット分を積み増す方針を決めました。原子力発電所20基分に相当します。そこで、今、次世代の太陽電池と期待されているペロブスカイト太陽電池を、日本国内の屋外に実証的に設置する試みが増えつつあります。JR西日本の駅、横浜市、東急田園都市線青葉台駅、東京都の水道施設、NTTデータの研究施設、JERAの火力発電所というように、設置する場所や企業の分野も様々ですが、いずれも日本を代表する企業や地方自治体が強い関心を持って推進しており、今後も増えていくと考えられます。本区も地球温暖化対策第5次実行計画の中でのコラムで触れております。

そこでお伺いします。本区も次世代太陽電池と期待されているペロブスカイト太陽電池を実証的に区有施設に設置してはいかがでしょうか。また、実証効果等を積極的に発信してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

以上、区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 米田議員の令和4年度決算と来年度予算に関するご質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度決算についてですが、議会の皆様や監査委員よりご指摘を頂いていた執行率、こちらが1.2ポイントの増となったことは招集挨拶で申し上げたとおりです。しかしながら、ご質問にもありましたとおり、不用額が大きい事業が散見されることや、執行率がほかの款と比較して特に低い款があること、各種事務手続における指摘事項など、引き続き改善に努める必要があります。この旨を庁内において改めて周知徹底を図り、今年度の予算執行から取り組んでまいります。

次に、区民サービスを低下させない区政運営のご質問についてですが、物価高騰によって経費全体が高騰しており、特に投資的経費が増大している中であっても、第4次基本構想で掲げた将来像の実現に向けて着実に歩を進める必要があります。また、コロナ禍で見えてきた課題の解消に取り組むとともに、令和6年度予算編成方針で掲げた地球温暖化による気候変動、災害に備えたまちづくりなどの喫緊の課題、またご質問にもありました2040年問題など、長期的な課題への取組を推進するためには、これまで本区が様々な取組によって進めてきた健全な財政基盤を維持し、さらに、低未利用財産、財政調整基金や各特定目的基金を計画的かつ効果的に活用することで、適切な対応に努めてまいります。

なお、他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 米田議員のご質問のうち、初めに奨学金返還支援制度についてお答えいたします。

奨学金制度を利用した区民の中には、その返済に苦慮されている方がおられることは認識しています。これまで区は、生活に困窮している方への支援策として、生活支援課では、自立相談支援事業による家計相談や子どもの学習生活支援、応急資金の貸付制度、また、社会福祉協議会では、福祉資金の貸付制度のご案内などを通じて対応してきました。

議員ご提案の奨学金返還支援制度は、地方創生の機運の高まりの中、若者の地方企業への就職を促し地方定着を推進する政策として創設され、その後、時代の要請に合わせて事業内容が拡充されてきました。千代田区では、国の支援制度の趣旨を踏まえ、区の政策課題に対応するため、保育や介護の現場での人材確保と定着を目的とする奨学金返済支援助成を、区独自の取組として実施してきました。今後も本事業を継続するとともに、充実策を検討していくことで、区の政策課題の実現と生活に困窮する若年世代の支援の両立に努めてまいります。

次に、障害者差別解消法の改正に関するご質問にお答えいたします。障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために制定されたものであり、区の障害福祉プランにおいても、障害を理由とする差別解消の推進を重点事業に位置づけています。区では、千代田区障害者支援協議会の下、差別解消部会を設置し、関係機関と連携を図りながら、障害者差別解消法の改正に伴う取組について意見聴取をしており、今年度は事業者向けに改正内容をまとめたチラシを作成し周知啓発するとともに、障害者への理解促進に向けた「心のバリアフリー」推進ハンドブックを改訂し、配布する予定です。こうした取組を広く事業者に浸透させていくことが肝要であり、このたびの法改正は区の取組を後押しするものとして認識しています。今後も様々な機会を捉えて、障害者への合理的配慮の提供がなされるよう、区内事業者に対して普及啓発に努めてまいります。

次に、音声コードに関するご質問ですが、情報取得の場面において、視覚障害者や聴覚障害者を含め、様々な障害特性に応じた合理的配慮の提供、環境整備を進めることが重要であり、音声コードの有用性は十分に認識しております。音声コードは、保健福祉部をはじめ区が発行する各種資料等に既に一部で活用していますが、コスト面などの課題があり、全庁的な対応には至って

おりません。今後も音声コード導入に当たり課題を整理し、庁内での活用促進に向けて検討してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○**地域振興部長（清水 章君）** 米田議員の中小企業・小規模事業者支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、サイバーセキュリティ対策についてのご質問でございます。中小企業・小規模事業者にとりましても情報セキュリティ対策が重要であることは、米田議員ご指摘のとおりでございます。本区では平成31年2月、東京商工会議所千代田支部及び区内4警察署と共に千代田区サイバーセキュリティに関する協定を締結したことに伴い、本年6月には千代田区DXサイバーセキュリティセミナーを秋葉原において実施したところでございます。一方、東京都におきましては、公益財団法人東京都中小企業振興公社が、サイバーセキュリティ対策促進助成金制度も実施されておりますので、議員ご指摘の東京都産業労働局による中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート事業の課題も含めまして、本区における独自の支援につきまして今後研究を進めてまいります。

次に、中小企業診断士による経営相談日時の拡充についてのご質問でございます。本区では、これまでワンストップ経営相談の拡充に加えまして、アウトリーチ型で専門家を事業者に派遣する訪問サポートを行うなど、きめ細やかなサービスを行ってまいりましたことは議員ご案内のとおりでございます。現在は専用の相談ブースと、融資申込み、簡易相談を合わせ、4名の中小企業診断士が常駐しており、日々真摯に経営や創業に関するご相談に対応させていただいております。

一方、経営相談窓口の夜間延長や土日の運営につきましては、執行体制面で厳しいのが実情ではございますが、訪問相談につきましては平日夜間や土曜日でも対応できる場合があり、ご相談をお受けしているところでございます。今後とも、事業者の皆様のご要望を受け止めつつ、相談体制の充実について検討してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○**環境まちづくり部長（印出井一美君）** 米田議員のペロブスカイト太陽電池についてのご質問にお答えいたします。

ペロブスカイト太陽電池は軽量で柔軟性があることから、これまで設置が困難であった建物の壁面などにも設置できる太陽電池として注目されております。今年7月に策定いたしました千代田区地球温暖化対策第5次実行計画では、スマートシティの強化に向けて、区有施設等を活用し、ペロブスカイト太陽電池や細型太陽光パネルの実証実験に取り組むこととしてございます。しかしながら、ペロブスカイトについて複数の関係事業者にヒアリングをしたところ、次世代の太陽電池として世界的に期待が高まっており、需要に対して生産が追いついておらず、新たな実証実験に協力することは困難だというようなことを伺っているところでございます。「2050ゼロカーボンちよだ」を実現するためには、こうした革新的な技術を早期に地域で実装することが必要であると認識しております。引き続き、ペロブスカイト太陽電池の実証実験の実現に向けて、

情報収集や開発事業者との協議など、積極的に取り組んでまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

ちよだの声を代表して、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 令和5年第3回定例会に当たり、ちよだの声の代表質問をさせていただきます。人口減少×AI進展×複雑化する現代に必要な対応について、大きく3点質問いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

まず最初に、現代の特徴についてですが、こちらは国土交通省が——すみません、ちょっとパワーポイントのほううまく出ていないんですけれども。PDFかな。そうですね。すみません。では、まず最初に、現代の特徴について、ちょっと口頭で説明させていただきます。こちらは、国土交通省が出している日本の人口推移の図です。（スクリーン表示を元に戻す）2004年をピークに人口が減少しており、それまで、毎年約70万人増えていたのが毎年80万人減っています。これは、国内市場で十分に利益を上げられていた企業が同じやり方ではビジネスを継続できなくなっていることを意味し、2004年までと、それ以降の時代では、求められることが大きく変わっています。そこに、AIなどの技術の進展や、グローバルで対応しなくてはならない地球環境の変化、パンデミックなどが起こり、複雑で不確実性が高まっている時代、答えがない時代と言えます。（スクリーンを資料画面に切替え）

答えがある時代と答えがない時代とで、求められることについて、人材、チームの観点から簡単に比較をしてみました。一例ではありますが、以前は、問題がたくさんあったものの、答えがあり、解決できるものでした。今は、AIなどの技術進展もあり、単に早く解決することに対しての意味が小さくなりました。むしろ、答えのない複雑な問題にどのように向き合っていくのか、そして、問題そのものが何なのかを発見していくことの重要性が増しています。

1点目の質問は、**これからのチームに求められる多様な価値観**に関するものになります。（スクリーンの資料画面を切替え）複雑な問題に対応していくために、必要なことの1つに、多様な価値観、多様性があります。最近では、多様性を認めるという意味のダイバーシティだけでは十分ではなく、そのダイバーシティがいかに発揮されるかというインクルージョンまで求められます。（スクリーンの資料画面を切替え）

こちらは、「多様性の科学」という本から抜粋、加工したのですが、灰色の四角が問題を表します。円は人が解決できる範囲です。個人がどんなに優秀であっても、一人で全ての問題をカバーすることはできません。また、幾ら優秀な人が集まっても、同じ価値観を持った人ばかりの画一的なチームでは、やはり全てをカバーすることはできないのです。（スクリーンの資料画面を切替え）

区は多様な住民ニーズ、問題に対応していくことから、区自体が多様性、ダイバーシティ&インクルージョンを求められますが、現状について確認したいと思います。大事なことは、多様な価値観、認知の多様性ではありますが、今回は分かりやすい一例として、職員の男女の割合を見てみたいと思います。

現在、在籍の職員数で見ると、男性が618名、女性583名と、ほぼ同数です。しかし、部署ごとに見ると、女性が多い部署と少ない部署とでばらつきがあります。（スクリーンの資料画面を切替え）次に、課長級以上の管理職における男女比です。こちらの表のとおり、女性管理職の割合は、約19%となっております。（スクリーンの資料画面を切替え）最後に、部署別の管理職の状況になります。管理職全体に占める女性の割合が10%に満たない部署があることが分かります。恐らく適材適所を考えての配置であろうと推察しますが、女性の能力開発という観点から見ると、一部の仕事に関する経験が少なくなる可能性がありますし、チーム力向上の観点からも、本当の意味のダイバーシティ&インクルージョンが実現できるよう、改善が必要と考えます。

ここで質問です。今後、さらにダイバーシティ&インクルージョンを進めるためには、女性職員や女性管理職の配置について改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。ダイバーシティ&インクルージョンに関する基本的な考え方を伺います。（スクリーン表示を元に戻す）

また、ダイバーシティ&インクルージョンを進めるためには、年齢、性別、役職等に関係なく、心理的安全性を高めることも重要です。こちらについては、第2回定例会の答弁にもありましたし、令和5年3月に策定された千代田区人材育成基本方針の中でも課題として挙げられています。心理的安全性の高い組織とは、不安を持たずに、率直に意見を言うことができ、誤りを認め合うことができる組織のことです。一方で、先ほどの答弁にもありましたが、職場風土に関する令和3年度職員アンケートの結果によると、職場内の信頼関係は良好で、協力関係はあるものの、業務を見直す姿勢やほかの職員の意見、提案を取り入れる姿勢は弱いとありました。職員自身がそのように実感しているということは、心理的安全性も低い可能性があります。人材育成基本方針には、心理的安全性を高めるための心がけとして、対話の機会を増やす、相手を尊重する、相談しやすい雰囲気をつくるといったことが記載されていますが、心がけだけではなく、具体的にどのような施策を実施しているのか、あるいは、今後の検討状況などお聞かせください。こちらが2点目の質問です。

3点目は、協議会などの諮問機関についてです。現状、協議会のメンバーを見ると、同じぐらいの年齢層の男性ばかりなど、バックグラウンドが画一的になっていることがあります。協議会等のメンバーを選定するに当たって、どのような基準があるのでしょうか。また、多様性を確保するために、検討している改善策などがあれば、お答えください。

次に、大きな2点目の質問になります。**公立中学校の教育について**です。麴町中学校の7月の学校説明会で、校長先生より、教育方針の転換を検討しているという説明があったことを、8月3日の朝日新聞の報道で知りました。その時点では、在校生の保護者や子どもたちに説明がなかったため、不安な声も聞きました。その後、PTA主催で、一部の保護者には校長先生自ら説明

があったとのことですが、現在の検討状況、また、保護者や子どもたちへの説明会等の予定について教えてください。

校長先生が替わることで、教育方針が変わることは、これまでもあったことです。しかし、麴町中学校は特色のある教育の実践校として、区内はもちろん、全国的に関心を集めている学校です。2014年より始まった改革の流れを変えるのであれば、改めてどのような経緯で改革が行われ、その結果、どのような効果があったのか、振り返りと検証が必要と考えています。（スクリーンを資料画面に切替え）

冒頭で述べましたように、これまでの時代と今の時代に求められていることは違います。与えられた問題の答えを解けることよりも、自ら何が問題なのかを考え、試行錯誤することや、多様な価値観を認め合い、対話をできる人材が求められています。（スクリーンの資料画面を切替え）

こちらは、2014年から改革を行った麴町中学校の教育方針について、工藤勇一元校長先生の講演や著書からまとめたものです。教育の目的を、社会の中でよりよく生きていけるようにすること、みんなにとって生きやすい社会をつくれるようにすることとし、目指す学校像は、一人一人が可能な限り自由に生きられ、多様性を認める、誰一人置き去りにしない学校としました。そのために身につけることが、自ら考え、判断し、行動する「自律」と、多数決ではなく、話し合いにより、利害関係を調整して、みんなにとってよい学校にする「尊重（対話の力）」、そして、豊かな発想で、新たな価値を生み出す「創造」の3つです。学習指導要領やよく注目される宿題、定期テストの廃止など、それらはあくまでも実現するための手段になります。手段ではありますが、ここでは、各施策がどのような背景があって導入されたのか、また、どのような効果を想定していたのか、振り返ってみたいと思います。（スクリーンの資料画面を切替え）

まず、宿題・定期テストの廃止についてです。宿題や定期テストをやめて、単元テストのみにした背景として、一時点での評価に意味がなく、学力の定着や最終的に理解することこそが大事であるという考えがありました。どの科目も最低1回の再テストを実施し、評価は最新に受けたテストの点数となっています。そのため、再テストを受けて、点数が下がるリスクもあり、生徒たちが自分で受けるかどうかを決めています。

1年生の保護者の中には、宿題や定期テストがないと、勉強しないのではないかと心配する方もいるようですが、3年生になると、自分で勉強するようになり、宿題もない分、受験勉強に時間を充てられるとのこと。自分で分からないことに着目して学ぶという勉強の姿勢が身につくことが、一番の想定される効果です。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、クラス固定の担任制から学年全員で持ち回りの全員担任制にしたことについてですが、導入理由の一つに、学級崩壊があったそうです。固定担任制の場合、クラス間での比較、競争が行われることがあり、生徒も保護者も「あの先生がよかった」、「うちのクラスははずれだ」と言って、不満を募らせ、学級崩壊につながることもあったそうです。全員担任制にすると、先生同士が役割分担をし、迅速にトラブル対応ができたり、気になる子どもをチームで協力してフォローできるようになり、子どもたちが安定すると同時に、先生たちの負担も軽くなったと言われています。やはり1年生の保護者などからは、誰に相談してよいか分からないという声があった

ようですが、自分で声をかけられるようになることも、子どもの成長につながりますし、徐々に子どもから話したい先生を自分で選んで相談できるようになるとのことです。（スクリーンの資料画面を切替え）

最後に、頭髪・服装指導の撤廃についてです。こちらは、保護者側から制服変更の提案があり、3年かけて検討した結果、標準服を定めつつ、基本は私服で自由となりました。PTA制服等検討委員会で、保護者や子どもと一緒に検討していました。検討する中で、夏と冬に実験をしているのですが、夏は私服のほうが、冬は制服のほうが経済的で楽だという発見もあったそうです。詰め襟が苦しいという声や、アレルギー、宗教にも配慮した標準服を決めたと言われています。この一連の活動により、多数決ではなく、話し合いを通じて、みんながオーケーのものを決めるというプロセスも学ぶことができました。（スクリーン表示を元に戻す）

以上、整理して振り返ってみましたが、区及び教育委員会として、2014年からの麴町中学校の改革の成果について、どのように見ているのか、お考えを伺います。また、改革に当たっては、時間をかけて、保護者や子どもたちを巻き込んで一緒に検討してきたと聞いております。先ほどお話ししたとおり、制服協議会では、保護者と子どもたちが一緒になって検討してきました。学校運営協議会では、生徒会の子どもたち、保護者、卒業生などを入れて、当事者意識を持った人たちに運営してもらっていたと聞きます。

今回の制服に関する検討については、保護者や子どもたちもメンバーに入っているのでしょうか。制服協議会のメンバーや現状の活動内容、今後の開催予定はどうなっているのか。また、学校運営協議会のメンバーや教育方針の変更に関する協議状況はどうなっているのか、お答えください。

10月は、小学校6年生の子どもたち、保護者が学校選択をする時期です。公立中学校2校と九段中等教育学校の教育目的、目指す学校像、身につけることなど、特徴が分かるようにお答えください。

最後になりますが、教育長には、当質問及びパワーポイント資料について、ぜひ、教育委員会にて共有いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな3点目の質問、**住民参加・民意の確認**に移ります。

民意を確認する手法の1つに無作為抽出による討論型世論調査というものがあります。もともとはスタンフォード大学、Fishkin教授が考案した手法で、くじ引民主主義と呼ばれることもあります。（スクリーンを資料画面に切替え）

この仕組みについて簡単に説明しますと、まず、住民基本台帳を基に無作為で住民を選びます。次に、選んだ住民宛てに討論会への案内を郵送し、参加意思を確認します。そして、参加意向のある人たちに集ってもらい、グループごとに討論をしてもらいます。この無作為抽出による討論型世論調査、あるいは、くじ引民主主義において、大事なポイントは2つあります。専門家等による情報のインプットとファシリテーターの存在です。例えば、東海村で原発に関する討論を行った際は、参加者は専門的な知識がないため、日本原子力発電株式会社の方や大学教授など、原発を推進する側、反対する側、両者の話を聞いています。発電所や福島第一原発を見学する機

会も設けています。また、ファシリテーターを介することで、ルールに基づいた建設的な討論が可能となっています。この2つのポイントを押さえることで、原発という難しいテーマについても、自分たちにできることは何か、自分たちはどうしたいのかについて議論を進め、自分の問題として関心を高めることができたそうです。

ちなみに、当事例では、原子力発電所の是非について話し合うことを目的としたものではなく、自分ごと化して、自分たちで考えるということを目的としたそうです。（スクリーンの資料画面を切替え）

ここで、アンケートやタウンミーティングなど、ほかの手法との比較を見てみたいと思います。アンケート等の通常の世論調査では、回答者は必ずしも十分な情報を持っているわけではないため、世論調査の結果を良質の民意とみなすことは難しいこともあります。一方、タウンミーティングなどの場で討議を行えば、意見の質は高まるかもしれませんが、そのような場に集まる参加者の属性に偏りが生じることが多いため、意見の代表性ということが問題になります。討議の質を高め、同時に代表性を担保する手法が、無作為抽出による討論型世論調査と言えます。従来型の公募や行政が指名するやり方では参加しなかったような人、政治と縁の少なかった人など、幅広い層の参加が期待できます。

ここで質問です。千代田区においても、第4次基本構想の策定に当たり、無作為抽出による区民討論を実施したとのことですが、どのような背景で導入を決めたのか、また、その成果について、お答えください。いろいろな課題はあると思いますが、適切に情報をインプットすることと、ファシリテーターを介することで、ほかの分野でも活用ができると考えます。杉並区では、無作為抽出によって集められた区民が予算の使い道を提案する参加型予算といった取組も始まりました。ほかの分野も含め、無作為抽出による討論型世論調査について、今後の活用を検討していますでしょうか、お答えください。（スクリーン表示を元に戻す）

そのほか、住民参加の手法として、インターネット等デジタルツールを活用した取組も出てきています。スペインのバルセロナ市では、Decidimという、参加型のプラットフォームを運用しています。まちづくりの分野で市民参加を促すための仕組みで、オンライン上で市民に意見を書き込んでもらったり、対話や議論をしてもらい、施策に反映しようというものです。まだ実験的な段階ではありますが、2016年から2019年にかけて行われた第1段階では、約4万人の市民が参加して、約1,500の施策に落とし込まれました。また、2020年からの第2期の取組では、参加型予算をつくり、市の予算のうち、3から5%に当たる使い方を市民の意見を基に決めたそうです。例えば、ある市民が屋上に庭園を造って、まちの緑地を増やそうという提案をしたところ、様々な人からの支持を受けてプロジェクトが実現し、最終的には、10団体が屋上庭園を造ることになったそうです。

このプラットフォームは、世界各地で300以上の公的機関や団体に使われており、日本でも、兵庫県加古川市や渋谷区などで取組が始まっています。渋谷区の参加者からは、昼間に実施する通常のワークショップと違って、時間に縛られずに参加できたといった意見や、通常のまちづくりの会合は敷居が高く発言しづらいが、ここでは気軽に発言できるといった声があったそうです。

DXに力を入れている千代田区ですが、インターネット等のデジタルを活用した住民参加手法について、検討していることはありますでしょうか、お答えください。

以上となります。区長及び教育長、関係理事者の前向きな答弁を求めまして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） はまもり議員の多様性に関するご質問にお答えいたします。

地方自治体の役割は、住民福祉の向上を図ることにあります。この実現に向けては、お互いが理解し合う多様性と包摂の気持ちを持つことが重要と考えており、私は、区長就任時から、その理念の下、区政運営を進めております。このことは、区の組織運営においても同様であると認識しております。

一例として、ご質問のありましたジェンダー平等に関しては、令和4年3月に策定した第6次ジェンダー平等推進計画の中で、区の基本理念や考え方を示し、指標や目標値を掲げ、様々な施策を推進しております。その指標の一つに、区の政策や意思決定過程において、女性参画の拡大を図ることを掲げておりますが、多角的な視点や新たな価値観を取り込むことは、地域の問題解決や活性化の推進につながると認識しております。一方、庁内に目を向けてみますと、現在、各職場には、障害者や民間企業経験者など、多様な知識や経験を持つ職員もおり、区役所全体が同質な組織から多様性のある組織に変化してきていると感じております。全ての職員がそれぞれの個性を生かし、切磋琢磨することによって、これまでの視点とは異なる施策も生み出されていくものと考えています。今後も、多様な人材が活用できる組織運営を進めてまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） はまもり議員の公立中学校の教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、麴町中での現在の検討状況についてですが、地域から選ばれる学校への転換に向け、ICT教育環境のフル活用、教育相談機能の強化、特別支援教育の充実、授業研究の推進、次世代リーダーの育成などを柱とした取組を進めております。令和3年度から実施の新学習指導要領の目指す新たな学力観や新たな高等学校入試への対応など、様々な課題を検討しているところであり、今後、全校集会や保護者会などで、適宜適切に説明や情報提供が行われていくものと認識しております。

次に、2014年からの成果についてですが、テストや担任制などは、議員ご指摘のとおり、教育目標実現のための手段です。また、成果については、議員ご指摘のような手段としての効果もあったでしょうが、例えば、単元テストについては、学力の二極化や1回で実力を発揮する力の低下、集中力が持続しないなど、様々な課題もあると認識しております。

次に、制服検討委員会については、当時の標準服を機能性、経済性に重点を置いた大幅な変更を行うために立ち上げられた保護者によるチームであり、現在、そうした組織はありません。また、学校運営協議会については、様々な課題や改善の方向性を共有しつつ、標準服の運用などに

については、校長に一任されております。

次に、各校の特徴についてですが、教育目標について例示するならば、麴町中学校は「自律・尊重・創造」を掲げ、自律的な活動、対話的解決や他者を尊重する力を身につけるための授業や学校行事を実施しています。神田一橋中学校は「向学・礼節・貢献」を掲げ、自ら学びに向かい、確かな学力を定着するために、ICT授業に積極的に取り組み、伝統文化を取り入れた部活動を行っております。九段中等教育学校では「豊かな心 知の創造 未来貢献」を掲げ、未来志向の世界のリーダーの育成に力を入れ、STEAM教育を取り入れた探求的な学習に重点を置いております。教育委員会といたしましては、生徒たちが各学校の教育目標に向かって成長できるよう、また、小学生が自分に合った学校選択ができるよう、引き続き支援してまいります。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） はまもり議員の各種協議会委員の選定基準のご質問にお答えいたします。

まず、協議会などの基準についてですが、千代田区附属機関等の会議及び会議録の公開に関する基準の第5条、委員等の選任ですが、そこに「委員等の男女の構成比率は、一方が委員等の40%未満にならないように努めること」と規定し、審議会等への女性の登用を積極的に促しています。

次に、多様性を確保するための改善策についてですが、令和4年3月に策定した第6次ジェンダー平等推進行動計画では、審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進を掲げ、その一環として、審議会等における女性委員の登用の推薦依頼文のひな形を作成し、その活用を全庁的に周知し、男女構成のバランスに考慮するよう働きかけを行うなど、状況の改善に取り組んでいるところです。また、各部に行ったヒアリング結果でも、所管の会議体において、当然にして多様な意見を聞き、それを施策等へ反映する仕組みとなっております。いずれにいたしましても、ジェンダー平等の視点から、性別以外にも、多様な視点や価値観からの意見と専門性を取り入れていく必要があると認識しており、引き続き、適切な人材確保、多様性を尊重した委員の配置を目指してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） はまもり議員の住民参加等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、基本構想の策定に当たり、無作為抽出による懇談会を実施した背景ですが、基本構想の性質上、居住地域や年齢などを実際の区民の構成に合わせたいという事情がございました。成果の面では、無作為抽出のため、ふだん区政に関わりの少ない方々が区政に関わるきっかけとなったことなどが挙げられます。

次に、他の分野における活用についてですが、議論に当たって、一定の知識や専門性が求められる場合は、テーマを示して公募するなどの方法が有効な場合もあります。会議の目的や性質によって選任手法を選択することで、より実りのある議論が期待できると考えております。

次に、インターネット等のデジタル技術を活用した住民参加の手法についてですが、時間や場所を選ばず、気軽に区政に参画する手段を確保する観点から、デジタル技術の活用は大変有効で

あり、本区においても、道路維持管理に活用する道路通報システムの導入事例がございます。インターネットの活用にあたっては、本人確認や改ざん防止などのセキュリティ対策、誹謗中傷や不適切な発言など、利用上のマナーの問題等、環境整備も必要でございます。適切な活用方法等について、引き続き研究をまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はまもり議員の区の組織力向上に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、女性管理職の数及び配置についてでございます。各部の女性管理職の配置割合を改善するには、女性管理職の数を増やしていくことが有効と考えております。しかし、女性はライフステージの変化により、責任の負担や長時間労働への不安などを強く感じることから、管理職になることを希望しない者も少なくありません。このため、区では、千代田区特定事業主行動計画の中で、女性の活躍に向けた支援の充実を目標の1つに掲げ、職務経験の向上を目指したジョブローテーションの実施、キャリアデザイン研修の実施などの取組を進めております。このような積み重ねもあり、管理職候補となり得る係長級の女性職員割合は38.4%と、5年前の30.2%と比較しますと、増加傾向にあるとともに、近年、女性職員の管理職選考の受験者数も増加傾向にあります。今後も、さらに様々な取組を進めてまいります。

次に、心理的安全性を高める取組についてでございます。心理的安全性を確保するためには、まず、ハラスメントが職場内に存在しないことが必須と考えております。ハラスメント防止連絡会議を設置し、全庁的な理解を深めるほか、ハラスメント防止研修等を行っております。また、ハラスメント相談員を設置し、職員の相談に寄り添った丁寧な対応に努めております。さらに、管理職に働きやすい職場づくりをテーマにインタビューを行い、各職場における工夫等を好事例として紹介する取組などもしてございます。今後も、様々な取組を通じ、職員の心理的安全性を高めてまいります。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 再質問させていただきます。

まず、女性管理職のところになりますが、女性管理職の数を増やすということと配置のばらつきを改善するという事は、別の問題になります。数を増やすということも大事ですけども、同時に、活躍の場を広げていただきたい、部署のばらつきを改善していただきたいということが趣旨ですので、再度、ご答弁をお願いいたします。

それから、協議会の選定基準について、こちらはあるということでご答弁いただきましたが、改善されているという認識でいるのでしょうか。今、私が見ていると、そういうふうに見えないところがあったので、質問させていただいております。ぜひ、協議会発足のときには、基準がどうであって、どういったメンバーが選定されたのか、その場で、ぜひ公表していただきたい。ホームページにも載せていただきたいというふうをお願い申し上げます。

最後に、麴町中学校の改革、変更ですね、教育変更については、適時適切に公表していくということだったんですけども、既に、今、説明が足りないというような声が上がっています。今

まさに、生徒も、保護者の皆さんもきちんと全体像を説明してほしいというふうに思っておりますので、こちらは一刻も早くご説明いただきたいというふうに思います。

以上、再質問させていただきます。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） はまもり議員の再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁いたしましたとおり、様々な課題を、今、検討中でございます。その検討の状況に応じて、今後、適宜適切に説明や情報提供をまいります。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） はまもり議員の協議会の女性の割合についての再質問にお答えいたします。

基準はあるということで、我々もそれに向けて市内で周知を図っているところですが、現状としては、3割程度ということで推移して、目標には届いていないという現状でございます。ただ、各部にヒアリングしている中では、先ほどのご答弁で申し上げましたけれども、男女ということだけにかかわらず、多様な方から多様な意見を聞いている、それを施策に生かしているということで我々も聞いておりますので、今後とも、割合を増やすということは、手段にしかすぎませんので、多様な意見を区政に生かすということで、そういった目標に向かって進んでいきたいと思っております。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はまもり議員の女性職員の配置についてのご質問にお答えいたします。

女性職員のみならず、職員の配置に関しましては、専門職の配置もございますので、各部均等にというのはなかなか難しいというところがございます。とは言いつつ、やはり各部にそれぞれというところもあります。そちらに関しましては、主任ですとか主事といった時代から、職務経験の向上を目指したジョブローテーションを実施していくということが重要だと考えております。今後も、様々な取組を通じて、女性の配置なども検討していきたいと思っております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、日本維新の会千代田議員団を代表して、12番春山あすか議員。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 本日、令和5年第3回定例会に当たり、日本維新の会千代田議員団を代表して質問をさせていただきます。

本日は、まず、DXの進捗状況について、②住居系複合市街地の拠点開発における公共貢献性について、③道路の活用と子どもの遊び場空間確保について、大きく3つのテーマでご質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、DXの推進状況について、本区のDX戦略における各テーマ、フェーズごとの進捗状況及びそれに伴う予算の執行状況について伺います。

本区では、令和4年4月に千代田区DX戦略が策定され、誰もが取り残されることなく、デジ

タルの恩恵を享受できる区民の多様な幸せの実現と職員の生産性向上に向け、DXの推進が急務とされています。千代田区DXの取組は、令和4年度予算の重点事項の1つとされ、決算額は14億8,500万円となっております。ホームページ上で公開されている予定に関しては、かなり概略的で非常にざっくりとしたものが示されていますが、各テーマ、各フェーズでもう少し具体的な計画の内容を示していただきたいと思えます。

それでは、以下について、ご説明をお願いします。ガバメントクラウドなど、DXの各テーマに対して、構築、導入されるシステムの計画を具体的なフェーズに区切ったスケジュールとして、教えてください。また、そのスケジュールに対する現在の進捗状況とそれに伴う予算の執行状況を整理して教えてください。取組状況や外部要因によっては、予算が増えることも考えられると思えます。その状況についても、説明してください。多くの予算が使われている全庁LANリプレイス事業に関する5ステップの中身、どの工程やどの予定に対して予算が使われたのか、詳細をご説明いただけますでしょうか。

続いて、本区におけるデジタルデバイドの取組について、伺いたいと思えます。

DXの推進に当たり、区民の誰もが自分に合った方法を選択してサービスを受けるためにも、デジタルが苦手な区民も興味を持って前向きにチャレンジできるような取組を進めていくと書かれています。デジタルデバイドのアンケート調査に予算1,100万円のうち508万円が使われ、アンケート調査結果がホームページで公開されています。この調査結果にある4,000名の調査対象の中から得た1,499名の回答から、こういった属性の人がどんなデバイスを使っているのかは分かります。しかしながら、デバイスを持っていない方がどういうニーズをお持ちの方なのか、使わない理由が何なのか、使うことの障害となっているのが何なのか、もし必要であるなら実際はどのような支援が必要なのか。こういったことの把握が必要なのではないでしょうか。

この調査内容では、デジタルの全般的な利用状況は分かりますが、目的となっているデジタルデバイス対策に対するアンケートになっていないのではという印象を受けます。この調査を通して、本区のデジタルデバイス対策の方向性が見えたのであれば、それについて教えてください。

次に、デジタルデータを使った政策デザイン（都市のスマート化）への取組について、伺います。

2022年5月20日に千代田区のホームページで更新されている千代田区DX戦略の注釈で、DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、一般的にデジタル技術を活用し、人々の生活をよりよいものへ変革することを指しますが、千代田区では、デジタル技術を活用し、区民の利便性と職員の生産性を向上することと定義しますと述べられています。本区は、基礎自治体として、手続の利便性を高めることを目的とした行政手続のデジタル化に重点を置いているということであり、それ自体は、行政の効率化と住民の利便性の向上という点においては、大変意義があることだと思います。しかしながら、この定義のままだと、単なる昔ながらのIT化の域を出ず、DX本来の定義である人々の生活をよりよいものへと変革するという高い理念と目標を矮小化したものになってしまいます。（スクリーンを資料画面に切替え）

本来のデジタル・トランスフォーメーションの考え方からすると、いかにデジタルデータを使

って政策をデザインしていくかが肝要なのではないでしょうか。例えば、本区において、都市のスマート化、住民の生活全体に影響を及ぼし、利便性を向上するようなスマートシティのような取組の状況が見えてきません。都市のスマート化において、東京都内においても、3DモデルやOpen Street mapなどの都市ビッグデータを活用し、気候変動影響シミュレーションによる市街地環境予測や、ウォカブルになった東京の街路の分布及び分析など、様々な取組事例があります。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、スマートシティの先例都市であるバルセロナでは、都市を生態系（エコシステム）として捉え、都市生態学庁が都市計画のシンクタンクを担っています。例えば、お年寄りや高齢者が横断歩道を渡るときに、センサーによって音楽が鳴ることで、周囲の車や人々が認識し、そういった方々に配慮できるといったまちづくりが行われています。また、このバルセロナにおける大規模な歩行者空間化、スーパーブロック計画と呼ばれるウォカブル政策は、オンラインを通じた市民参加の仕組みと、サイエンスに基づいたデータ分析、交通シミュレーションに基づいています。都市全域で交通シミュレーションを実装した結果、ウォカブルにしたほうがよい街路が科学的にも検証されているという点が、この政策の特徴の1つとなっています。

一方、日本でも、平成28年に官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とした官民データ活用基本法が制定され、例えば、神戸では、神戸・バルセロナ連携国際ワークショップを開き、オープンデータを活用した都市課題解決や新しいサービスの創出に取り組んでいます。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで質問です。本区においても、都市における様々なデータを蓄積することで、福祉、防災、子育て、環境改善、気候変動適応策といった政策を立案していく、政策評価に生かしていくことが必要なのではないのでしょうか。また、政策立案だけでなく、データを視覚的に見せることで、まちづくりに対する合意形成にも資するのではないのでしょうか。まちの実態を把握することで、街区再編、都市計画の在り方、まちづくりに生かしていくことができるのではないのでしょうか。日本の中心に位置し、比較的財政にも恵まれている自治体である千代田区として、先進的な取組がなされないようでは、残念というほかにありません。本区において、このようなデジタルデータを使った政策デザインの取組が見えてきませんが、この点について、どのようにお考えでしょうか。

続いてのテーマに移ります。**住居系複合市街地の拠点開発における公共貢献性と住環境の向上にも資する計画・デザイン・マネジメントの在り方について**、質問いたします。

本区の番町地区は、都市計画マスタープランでは、中層・中高層の住居系を中心とした複合市街地と位置づけられており、令和5年都道府県地価調査において、住宅地の基準地価格順位の2位に六番町、3位に三番町、6位に二番町となっており、すなわち、ここは日本を代表する住宅地の1つであると言えるのではないのでしょうか。

この地区では、これまで再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区の都市計画法に基づく都市開発諸制度の適用はなく、建築基準法に基づく単一敷地での開発が行われ、そ

の中心には、総合設計制度適用による開発と、五番町を除き、その後の千代田区の各地区計画が適用された開発で、地区の更新が行われてきています。

一方、用途地域上の路線式30メートルの商業地域を含む日本テレビ沿道での再開発計画について、計画案の再提出待ちという状況だと認識しています。しかし、隣接する地域では、都市計画マスタープランにおいても、各地区計画においても、その中に良好な住環境を目指すという将来像が描かれています。日テレ通りの沿道商業地域を含む開発において、商業、業務、住宅地を含む地区全体のまちの在り方について、一体的、総合的に検討していかなければいけない課題なのではないでしょうか。

また、戸建て住宅地や住宅地の街区型一体開発において、地域の人たちだけが使われる共用空間、すなわちコモンスペースや緑の空間が良好な住環境の向上に資することが、様々な研究によって明らかにされています。（スクリーンを資料画面に切替え）

今、お示ししているものが、この地区の一部街区を抽出し、総合設計制度がこの地区に初めて適用される前年の1986年と2020年の約35年間のまちの変化、建物用途、回数、新建築物による外部空間の変化をお示したものになります。この地区では、建物更新により、集合住宅集積地となり、中高層化、高容積化し、かつて独立住宅の庭であった緑の空間と、非建ぺい面積が減少しています。公園も、2023年5月に国民公園皇居外苑半蔵門園地が整備されたのみであり、個別の敷地を集積した開発によって、近隣住民が共用できる空間の創出はとても重要だと言えるのではないのでしょうか。

また、こうした開発を契機とした住居系複合市街地におけるエリアマネジメントは、来街者によるにぎわいやそれに伴う地価の向上だけを目的とした商業・業務地と同じマネジメントではなく、近隣住民の利便性、快適性、持続可能性など、住環境の向上に資するマネジメントである必要があるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

ここで質問です。①住居系複合市街地である番町地区全体のまちづくりを商業・業務・住居のバランスを考え、どうしていくかという視点において、住環境の向上についての議論も必要ではないのでしょうか。区及び執行機関側は、良好な住環境の維持についてはどのようにお考えでしょうか。また、具体的な施策があれば、教えてください。そして、都市は単一の地区だけでなく、相互に外部環境への影響をもたらします。今後、住居系複合市街地で拠点開発が起きる際の各地区計画との整合性については、どのようにお考えでしょうか。

②住居系複合市街地での再開発を促進する中で生まれる共用空間は、住環境の向上にも資する計画、デザインである必要があるのではないのでしょうか。番町地区にふさわしい将来的に地区の価値を上げるものであるべきではないのでしょうか。この点について、どうお考えですか。

③番町地区のエリアマネジメントは、商業・業務地と同じマネジメントの在り方でよいのでしょうか。来街者によるにぎわいやそれに伴う地価の向上を目的としたエリアマネジメントではなく、住民が参加できる住居系の人たちのためのマネジメントも、番町地区にふさわしいエリアマネジメントとして検討すべきではないのでしょうか。

3番目のテーマに移ります。道路の活用と子ども遊び場空間の確保について、伺います。本区

では、集合住宅開発の増加に伴い、人口増となり、子どもたちの数も増えており、遊び場空間の確保が喫緊の課題となっています。また、まちに緑が少ない、コンクリートジャングル化したという声もよく聞きます。

本年4月に施行されたこども基本法の基本理念第3条には、以下の記述があります。「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、また、本区では、今年の1月にベビーファースト宣言が発表され、その中のアクション2では、「子どもの個性を伸ばし、健やかな成長を育みます」と掲げられています。子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、自由に伸び伸びと様々な遊びができる場所、自然環境、豊かな空間、そして、子育て中のご両親にとっては、いろいろな方々とコミュニケーションできる豊かな場所が必要です。

海外における子どもとまちづくりの取組に目を向けてみますと、移動式の遊び場であるプレーパークが発達し、子どもに優しいまちづくりを進んでいるミュンヘンでは、子ども、若者に優しい都市計画と建築の基準が策定されています。住民参加型のまちづくりが進むクライストチャーチでは、公園整備などに積極的に子どもたちの意見を取り入れる仕組みができています。同時に、住民に意見を出してもらうためには、特に子どもたちがアイデアを出したい、意見を言いたいと思えるようなデザインを重要視し、告知のデザインが考えられています。

先ほどお示したバルセロナのスーパーブロック計画は、子どもたちだけでなく、様々な人が遊び集う空間をつくるため、車から人に都市を戻そうという取組の下、都市の中で、自動車によって占められていた空間を減らし、その代わりに、市民の生活空間を広げることを目的として、実際に子どもたちの遊び場やグリーンインフラなどが整備されています。多くの住民の方々にぎわっています。このような取組は世界の多くの都市で進んでいます。（スクリーンを資料画面に切替え）

また、日本においても、国土交通省の道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」にて、道路を人々が滞在し交流できる空間に回帰することが提示されております。また、生活道路における安全・安心な通行空間の確保と歩行者が優先される道造り等、各地で人中心の道路空間への取組が進められています。ボンエルフやグリーンによって、人にとって安全な道路空間にするという国内事例も多くあります。

一方、本区は、特別区の中でも高い道路率を誇ります。令和3年4月1日時点において、特別区平均16.6%に対して、千代田区は23.9%です。その中、7月には道路空間を利用した大妻みちあそびのイベントが開かれ、多くの家族連れでにぎわっていました。本区にも遊戯道路という取組がありました。遊戯道路は、本来、交通量の少ないところを子どもの遊び場に変えていくという仕組みだと理解していますが、現在、どうなっているのでしょうか。それをうまく使えなかったことの原因は、遊びの支援、遊べる仕組みがなかったことではないでしょうか。周辺地域の子どもたちの状況、人流、道路空間の利用状況に応じて、道路空間を利活用していくことが本区でも必要ではないでしょうか。また、子どもだけでなく、様々な人たちが集う、大人が憩う場所としても、車優先の社会から人中心の社会へと道路空間の使い方を見直していく時期にあるので

はないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

それでは、以下について質問です。公園・児童遊園等の整備方針が進められていると認識していますが、現在、どのような状況でしょうか。公園整備に当たって、どのように子どもを含めた住民意見を集めていく予定でしょうか。また、住民意見を集める際の告知方法、その告知デザインの在り方については、今後、どのようにお考えでしょうか。遊戯道路では、道路空間の活用がうまくできなかった反省を踏まえ、遊びの支援やマネジメントを織り込んだ新たな取組の推進をし、道路空間を活用していくことについて、どのようにお考えでしょうか。既存ストックを活用したウォークアブルやプレイスメイキングの流れがありますが、その仕組みを生かし、街区内の一方通行道路等、通過交通の少ない道路の利活用など、さらに既存ストックを活用し、人々がもっと豊かに生活できるためのまちづくりを進めていく必要があるのではないのでしょうか。これについて、どうお考えかお答えください。

以上、区長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和5年第3回定例会、日本維新の会千代田議員団を代表しての質問を終わりにします。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 春山議員の既存ストックを活用し、生活を豊かにするまちづくりの推進についてのご質問にお答えします。

道路や公園、公開空地など、既存の都市ストックを活用することは、区民生活をより豊かにする取組として重要であると認識しています。東京都では、東京高速道路KK線を廃止し、空中遊歩道化するプロジェクトが進んでいますが、既存ストックを活用する都市の象徴的な取組と言えます。こうした認識に基づき、道路、公園、水辺などを活用して、人々のQOLを向上させる活動を展開するために、ウォークアブルデザインを策定し、実践に向けて、プレイスメイキング実証実験などに取り組んでおります。

また、このような取組をイベント的なものに終わらせず、日常の中に埋め込んでいくことが大事であります。そのためには、周辺地域の理解と安全・安心の確保を基本として、都市の様々なデータや地域特性を踏まえて、活動や交流をデザインすることが必要であります。今後は、こうした取組の担い手となる組織、人材や財源の確保の在り方について検討してまいります。

詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 春山議員のご質問について、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、公園及び児童遊園等整備方針検討の進捗状況についてですが、令和4年度に、公園・児童遊園に関する利用実態調査を行い、本年7月に公園等の整備・活用に関する有識者で構成される検討会を設置いたしました。検討会では、整備の観点だけではなく、時代のニーズに対応した既存ストックの新たな使い方や禁止事項の緩和など、ソフト面についてもご議論を頂いてまい

ります。

住民意見を集める際の告知デザインについてのお尋ねがございました。公園の改修整備に当たっては、現在も、地域を主体とした会議体で、多様な専門家の参画、助言を頂きながら検討を進めております。例えば、錦華公園整備では、専門家の助言を得て、ワークショップや現場で子どもたちも参加できるオープンハウスを実施するなど、積極的に取り組んでまいりました。今後は、ご指摘のように、周知媒体のデザインなども含めて、多様な主体からご意見が頂戴できるよう、専門家の助言も頂きながら工夫をしてまいります。

次に、遊び場の支援やマネジメントの推進による道路空間の活用についてのお尋ねがございました。周辺地域の理解を得て、道路を閉鎖して、場をつくることが基本になりますが、それにとどまらず、子どもたちが自主性を生かしながら遊べる場をデザインすることが必要であると認識しております。そのためには、ご指摘のように、プレイカーやプレイリーダーの活用など、マネジメントを織り込んだ取組を推進していくことが必要であり、先ほど区長答弁にもございましたが、今後、こうしたマネジメントの運営主体への支援等について検討をしてまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 春山議員の住居系複合市街地の拠点開発の公共貢献のあり方についての質問にお答えいたします。

番町地区の商業・業務・住居のバランスを考え、どうしていくかという視点ですが、住宅地に関わる用途地域の種類は、①低層住宅地として良好な環境を維持する区域の低層住居専用地域、②中高層住宅地の住環境を維持する区域の中高層住居専用地域、③商業地域に接するなど、用途が複合する区域などがある中で、住環境の保護を図る区域ではあるものの、比較的、高容積として、当地区において指定されている住居地域があります。番町地区では、この住居地域と商業地域とが共存、調和した住環境の維持を目指しており、各地区計画もそのように整合が図られていると認識しております。

また、住環境向上についての議論ですが、区では、日本テレビ沿道まちづくり協議会を立ち上げ、その中で沿道商業地域だけでなく、後背地の住居地域も含めたまちづくり構想を検討してきました。今後、協議会において、議論を深め、構想をまとめていきたいというふうに考えております。

次に、拠点開発と地区全体の整合性ですが、住居系複合市街地であることを踏まえ、商業用途のみでなく、地域にお住まいの方々の安全性や快適性、利便性の向上を図ることが肝要であると考えております。そのような検討をすることが、住環境の向上に資する計画、デザインを備えた番町地区にふさわしい共用空間につながることとなります。

最後に、エリアマネジメントについてですが、住民の方々も主体的に参加できるエリアマネジメントを目指すべきであり、番町地区の特性に見合った活動が企画できるような組織整備について、検討を深めていく必要があると考えております。

〔デジタル担当部長村木久人君登壇〕

○デジタル担当部長（村木久人君） 春山議員のDXに関する質問にお答えします。

まず、構築、導入するシステムの進捗状況等についてのご質問です。

各システムの運用の基盤となる全庁LANは、本年2月に新システムに移行しています。経費については、当初契約金額どおりです。内部事務を取り扱う総合行政システムのリプレイスは、本年8月より財務会計の一部機能の稼働を計画どおり開始し、令和6年度から本格稼働の予定です。住民情報を取り扱う総合住民サービスシステムのリプレイスは、現行システムと標準化仕様との比較検討を進め、令和7年度のガバメントクラウド実装に向けた準備を行っているところであります。なお、現在のところ、執行の遅れ等による予算に影響を及ぼす課題は発生していません。

ご質問の5つのステップについてですが、全体経費約10億円のうち、詳細設計で約2割、システム構築・機器設置で約4割、システム・データ移行で約3割、残りの約1割がテストと操作支援です。情報開示につきましては、今後もリプレイスの進捗状況を所管の委員会でご報告していくほか、次期DX戦略に向けた検討の中でもお示しするなど、工夫していきたいと考えております。

次に、デジタルデバイドの取組についてのご質問です。

昨年度実施したデジタルの利用等に関するアンケート調査では、75歳以上の高齢者でもスマートフォンを保有していない方は約3割で、保有しない理由としては、「興味や必要性を感じない」が約4割、「機器の操作が難しそう」が約3割、「教えてくれる人や機会がない」が約1割との結果でした。今後のデジタルデバイド対策の方向性ですが、引き続き対面の手続も充実させながら、機器の操作が難しそうと感じている方々や周りに教えてくれる人や機会がないという方々に対し、スマホ教室や相談会などによりアプローチしていきたいと考えております。

次に、デジタルデータを使った政策デザインへの取組についてのご質問です。

様々なデータを政策立案や評価に生かしていくことは、限られた行政資源の中で、政策目的の明確化とその最適化を図る上でも重要だと考えます。また、データを可視化し共有することは、ご指摘のまちづくりの分野に限らず、様々な行政課題解決の可能性を広げるものであり、より効果的な政策展開が可能になると考えられます。今後、地域のスマート化の検討に当たっては、区民や事業者等に必要な情報を視覚的に分かりやすく発信する視点を盛り込むなどしてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより一般質問に入ります。通告順に質問をお願いします。

初めに、11番はやお恭一議員。

〔はやお恭一議員登壇〕

○11番（はやお恭一議員） 令和5年第3回区議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

今定例会では、本区における地域防災力向上の観点から、次の2つの質問をいたします。1つ

目は、発災時の健康を支える地域防災力の強化について、2つ目は、町会等、地域防災組織の防災用品の有効活用について、以上につきまして質問をさせていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

今年、関東大震災からちょうど100年。私の地元、神田和泉町、佐久間町、秋葉原東部連合町会は、防火守護の地として、東京都の旧跡に示されています。これは、関東大震災の際、百数十名の住民が30時間以上にわたり、不眠不休のバケツリレーを行い、この地域一帯が奇跡的に焼失しなかったという史実に基づきます。実際には、神田川に面する立地や当日の風向きなど、様々な好条件が重なった結果の奇跡であり、防火活動という命に関わる危険な行動を一概に美談化することへの危惧もあります。

しかし、その一方で、100年たった今にも生かせる教訓もあります。それは、まず、高齢者や子どもたちを安全な場所に避難させていたため、防火活動に専念できたこと、また、日頃から町会活動や祭礼を通して、住民同士が親密な関係にあり、共助の姿勢が培われていたことです。この前提があってこそその奇跡であることは再認識し、では、現在の本区の状況に合わせた形で、どのような地域の防災力を高め、自助、共助を実現していくかについて、質問いたします。（スクリーン表示を元に戻す）

災害発生時には、高齢者や障害者、在宅療養者、妊産婦、乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者にとって、迅速、的確に防災行動を取るには極めて困難です。今後、さらなる高齢者など、要配慮者の増加が見込まれる中で、災害時の要配慮者対策は、非常に優先度の高い課題です。本区では、平成23年度より、災害時の要援護者名簿と高齢者見守り台帳を一本化し、安心生活見守り台帳を作成、定期的な巡回訪問を実施しています。その後、災害対策基本法の改正により、平成25年には避難行動要支援者名簿の作成が、令和3年に自らの防災が難しい高齢者、障害者のための個別避難計画の作成が基礎的自治体に努力義務化されました。

令和4年修正の本区の地域防災計画の震災対策編の要配慮者対策に、発災時には、防災関係機関、地域防災組織、地域住民の協力を得て、避難行動要支援者のための必要な情報の一元的収集把握に努めること、また、窓口として「避難行動要支援者支援班」を配置し、安否確認や支援サービス等の必要な調整を行うこととあります。しかし、これは、具体的に誰がどう動くかというイメージが描けません。

そこで、次について伺います。安心生活見守り台帳と避難行動要支援者名簿との関係性、取扱いの違いについて、お答えください。その上で、避難行動要支援者の対象数、実際の名簿への登録数、そのうち避難支援者の有無別の人数、さらに、避難支援者がいない場合の対応について、お答えください。また、名簿登録における個別避難計画の策定状況をお答えください。また、避難行動要支援者の支援班をはじめ、災害時の特別班の設置には、地域防災組織や地域住民の関係者と連携、協力が不可欠です。平時からの関係づくりや取組の現状と、それらの実効性を高めるための課題について、お答えください。

さて、平成22年の一般質問において、総務省の当時のガイドラインに基づき、避難所の要援護者班の設置には、医療に従事した経験はあるが、今は医療の現場で働いていない区内在住の潜

在看護職を活用すべきではないかと提案しました。なぜ潜在看護職かということ、負傷者の応急救護以外にも、避難所の衛生環境の整備や、高齢者や慢性疾患のある方、妊産婦、子どもへの対応、感染症など、二次障害の予防の視点があること、また、外部との連絡時には、健康状態の適切な報告ができ、救助計画の一助となり得ることが挙げられます。

その後、東日本大震災を経て、平成29年から、本区には、大規模災害発生時に区が開設する医療救護所で医療救護活動に従事可能な有資格者の募集が開始されました。（スクリーンを資料画面に切替え）また、国の補助金事業では、地域で暮らす潜在看護職が地域包括ケアシステムの一環の中で、災害時に高齢者を支援する仕組みを考える調査研究事業が、令和元年から3年間、愛知県の複数の自治体で実施されました。この事業では、地域人材の活用と、潜在看護職の災害時に何か役に立ちたいという意識はあるが、医療現場から離れていて自信がなく、行動できないという課題の改善に向けて、災害対応に関する研修プログラムの提供や演習を実施しました。結果、まずは近隣の要配慮者を知ることや、地域の防災訓練に参加して顔見知りをつくり、地域を知ろうと思えたという声や、避難所での感染対策の重要性を実感したという声が上がっていました。実際、この事業により養成、登録された潜在看護職は、自治体のコロナワクチン接種の支援など、災害対応以外にも、地域の健康支援で多様に活動できる可能性が実績として示されています。

昨年、国でも、感染症法及び医療法が改正され、感染症パンデミックの経験を踏まえ、災害支援だけでなく、新興感染症等への対応も可能な看護職の支援人材を養成し、全国に応援派遣できる仕組みを構築しています。本区では、地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域防災計画や災害時医療救護活動の協定はありますが、看護職には地区の職能組織がないため、その活用は、現状、基礎的自治体に委ねるよりほかありません。また、潜在看護職は、全国に約70万人と推計され、区内にも相当数の方がいらっしゃると思われます。支援人材の登録者に、災害対応に加え、感染症対応など、健康支援も含めた研修、養成を行い、例えば、高齢者の見守り訪問など、平時から登録された潜在看護職が、その地元で共に活動できれば、近隣に暮らす要援護者の把握や健康支援にも貢献でき、自然と地域の共助の力も向上するのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで質問です。本区で運用されている災害時医療救護活動従事者の職種別登録状況、そのうち、潜在看護職の人数、研修プログラムの内容と実績及び各登録者の参加率、本登録制度の現状の課題について、お答えください。先ほどの調査研究事業では、その対象を潜在看護職のほか、保育士や歯科衛生士に広げ、取り組んでいました。そこで、地域の共助体制の構築に向けて、潜在する保健医療福祉の有資格者を在住地域に活用することの有用性に関する区の見解、今後の組の可能性について、お聞かせください。

本区の特徴は、マンションの住民と帰宅困難者が多いことです。発災時直後の帰宅困難者への対応では、東日本大震災のときに多くの課題が顕在化しました。そこで、近年では、今いる場所が安全だと判断できれば、容易に動かず、屋内安全確保の行動を取ることが推奨されています。今年修正された東京都の地域防災計画でも、初めて在宅避難の考え方が示されました。（スクリ

ーンを資料画面に切替え) しかし、そのためには、日頃から、在宅にとどまるための備えが必要です。特に、衛生面では、排せつの管理は大変シビアな問題です。被災地の支援の経験のある看護の方は、避難所に着いたら、まずトイレを清掃するとおっしゃっていました。東日本大震災では、3日以内に仮設トイレが開設できた避難所は3割程度、さらには、避難所内で下痢や嘔吐などの健康被害が多数発生したという報告もあり、都の地域防災計画でも、トイレの確保は主要な取組の1つとなっています。特に、今回の質問でフォーカスしている健康支援という点では、非常時の衛生環境の確保は極めて重要であり、どこに避難しようと、全ての人に共通する課題です。(スクリーン表示を元に戻す)

そこで伺います。減災に向けての第一歩である自助、そして、在宅避難の推進に向け、携帯可能な簡易トイレの定期的な全戸配付の必要性を提案するとともに、発災後の衛生環境の確保に向けた区の考え方をお聞かせください。

続いて、地域防災組織の防災力の向上について、質問いたします。(スクリーンを資料画面に切替え)

本区では、町会の防災部など、自主防災組織を地域防災組織と位置づけ、当該組織での防災用品の購入に際し、10万円を限度に必要経費の4分の3を補助金として毎年支給しています。令和4年度の各町会の購入実績は、水や食料など、備蓄品から、ランタン、ラジオや台車、リヤカーといった備品まで、整備した品目は多岐にわたっています。中でも、発電機や充電器は、発災時後の停電時の夜間照明や、情報収集のためのスマホの充電にも役立つ備品ですが、その使用方法やメンテナンスなど、購入後の管理があつてこそ、活用できる備品です。特に、発電機は、日常で使用する機会はあまりありません。実際に、発電機の使用法、管理、メンテナンスについて、消防団に指導してほしいという声もありました。発災時に初めて使用手順のマニュアルを見ながらということでは迅速な対応は難しく、また、注入後の燃料の劣化など、その管理を含め、使い方の理解を町会内に浸透させる必要があります。(スクリーン表示を元に戻す)

先ほどの防災資器の購入補助は、購入物品とその費用の実績報告はありますが、それがどのように活用されているのか、自主防災力の向上に有効となっているのかについても、PDCAとしてみていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。防災資器材等整備事業補助金について、これまで町会ではどのようなものがどの程度購入されてきたのか、お答えください。併せて、同補助金の成果や効果について、どのようにモニタリングや評価を行っているのか、お答えください。最後に、発電機をはじめ、ふだんなじみの少ない防災機器を多くの人が利用可能となるよう、その利用に関する情報や指導、普及活動を実施しているかについて、お答えください。また、実施がある場合は、その具体的な取組と課題、今後の方向性について、お答えください。

以上につきまして、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長(細越正明君) はやお議員のご質問のうち、避難行動要支援者に関するご質問

にお答えいたします。

保健福祉部では、内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく個別避難計画の作成を、令和3年度からおおむね5年を目途に進めています。この計画は、ハザードマップにおける危険度や支援の必要度合いに応じて、優先順位の高い方から照会し、作成を希望する方から聞き取りした内容を基に策定し、本人及び支援者の方へお送りしています。本年9月1日現在、総対象者数1万42人のうち、作成案内を送付済みの方は2,407人、そのうち、計画書を作成した人は1,006人となります。案内送付者に対する作成割合は41.8%ですが、総対象者数に対する割合、すなわち、個別避難計画の策定率は10.0%となります。なお、作成済みの方のうち、避難支援者の指定がない方は664人となっております。

区は、計画未作成の方への勧奨とともに、こうした避難支援者のいない方への支援体制が課題であると認識しております。まずは、ご本人への再度のご案内を通じて、計画作成の意義を丁寧に伝えてまいります。その上で、避難支援者の有無を再確認するとともに、町会や警察、消防など、関係機関との情報共有を図りながら、個人情報取り扱いに留意しつつ、避難支援者の確保策を検討してまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） はやお議員の発災時の健康を支える防災力の強化に関するご質問のうち、保健医療福祉等の有資格者人材の活用に関するご質問にお答えいたします。

まず、令和5年4月1日時点における災害時医療救護活動従事者の職種別登録状況は、医師40名、看護師14名、歯科医師124名、歯科衛生士5名、薬剤師21名、柔道整復師2名、事務7名の合計213名となっており、潜在看護師の登録はございません。研修プログラムとしては、トリアージ研修会や緊急医療救護所設置・運営訓練をそれぞれ年1回実施しておりますが、本活動登録者の参加は各職種とも1割程度となっております。また、登録者のうち、区内在住者は50名程度、勤務先を持たない方の登録は極めて少なく、さらなる登録者の確保が問題と認識しております。

次に、潜在する保健医療福祉の有資格者を在住地域で活用することの有用性についてですが、議員ご指摘のとおり、避難所等での衛生環境の保持や避難者の健康、負傷者の応急処置などでの活躍が期待できます。また、改正感染症法では、平時からの健康危機発生時の保健所の体制を整備、構築することとされており、災害だけでなく、健康危機発生時においても活躍していただけるよう、その可能性も検討してまいります。

最後に、発災時の衛生環境の確保について、お答えいたします。

本区では、災害の種類や程度に応じ、環境衛生班、食品衛生班、防疫班を編成し、防疫活動を行ってまいります。この活動においても、潜在医療職の活用を視野に入れることで、地域の共助力の向上に資するものと考えており、医療救護活動が十分機能するよう努めてまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はやお議員の地域防災力の強化と防災用品の有効活用に関するご質問にお答えいたします。

まず、安心生活見守り台帳と避難行動要支援者名簿の違いについてですが、安心生活見守り台帳は、高齢者の孤立を回避するなど、生活全般の見守りを主な目的としております。一方、避難行動要支援者名簿は、災害発生時の身体・生命の安全確保を主な目的としております。避難行動要支援者名簿は、安心生活見守り台帳に登録した方から一定の条件を満たした方を抽出し、本人の同意を得た上で、町会、警察署及び消防署、民生・児童委員等において名簿を共有しております。災害時には、それらの機関による非常時の援護活動が行われるとともに、区の避難行動要支援者支援班による安否確認、避難誘導等が行われます。

次に、災害発生時の特別班に関するご質問についてですが、現在、特別班の特性に応じて、避難所運営協議会や、警察、消防等との連携を深めるほか、定期的な班別訓練を実施しております。課題は、訓練の実効性にあると認識しており、今後も、訓練に工夫を重ねるなどの様々な取組を進めてまいります。

次に、簡易トイレの定期的な全戸配付についてでございますが、災害対策基本法では、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄は、住民の努力義務として定められております。このため、簡易トイレの備蓄は、自助によって行うべきものと考えておりますが、今後、他自治体の状況等も含め、調査してまいります。

次に、町会で購入される防災資器材の内容についてでございますが、水、食料、携帯トイレ等の消耗品のほか、蓄電池や発電機などの購入が多く見られます。令和4年度の実績は、43町会となります。

次に、補助金の成果についてでございますが、申請時に意見聴取を行い、使い方やその効果についての状況を把握しております。

最後に、防災機器の利用に関する普及活動についてですが、避難所防災訓練などで、区民のご要望を受け、防災機器の取扱い確認などを行っておりますが、発電機に関しては、これまでご要望がなかったため、指導や普及活動は行っておりません。今後、ご要望に応じ、区民と一緒に確認するなどの対応を検討していきたいと思っております。

○11番（はやお恭一議員） 自席から再質問させていただきます。

1つだけです。簡易トイレということですが、ただいま他の自治体の調査をするということですので、具体的にどういうふうに調査をするのか、大概研究するとか検討するとかという話でほとんどやらないのがあれなんで、その辺のところ、もう少し詳しく答弁いただきたい。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はやお議員の簡易トイレの配付についての再質問にお答えいたします。

先日、新聞報道で港区などで配付をされたというお話も聞いておりますので、そういった事例、自治体の取組なども取材しながらというふうに考えてございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、5番えごし雄一議員。

〔えごし雄一議員登壇〕

○5番（えごし雄一議員） 令和5年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員と

して一般質問いたします。

初めに、子育て支援の中から、不登校支援についてお尋ねします。

不登校の現状、課題については、過去の区議会定例会でも取り上げられてきましたが、改めて状況など確認させていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、全国の不登校児童数は過去最高となる24万4,940人と、令和2年度よりも約4.8万人増えており、その中でも、90日以上長期欠席している児童は半分以上の13万4,655人に上るなど、喫緊の課題となっています。（スクリーンの資料画面を切替え）

国では、現状を重く受け止め、文部科学省が令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を取りまとめました。また、その対策の進捗状況を管理するとともに、取組の改善等を図るため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部を設置するなど、本腰を入れて、課題解決へ進んでおります。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区においては、令和2年での小中学校の不登校児童数は136名、令和3年は105名、令和4年は99名（令和5年1月末）。不登校の要因も多様化、複合化しており、様々な悩みを抱えている潜在的な不登校児童も少なくありません。不登校は誰にでも起こり得ると言われています。効果的な不登校支援を行うためには、不登校児童・生徒の新規数、継続数、不登校継続の理由、児童・生徒がどのような相談、支援を受けているかなど、現状の的確な把握が必要です。

そこでお伺いします。国が毎年行っている児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に即して、千代田区でも現状がまとめられていますでしょうか。まとめられていましたら、区のホームページなどでも公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、不登校児童・生徒の学びの場の確保、学べる環境の整備について、伺います。

学び方のニーズも、学校以外の場所なら学べる、学校へは行けるが、教室には入れない、別の部屋であれば学べる。ICTを活用したオンライン指導など、様々な学びの場が増えています。COCOLOプランの中でも、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えますとあるように、不登校の児童・生徒の個々のニーズに応じた受皿の整備が肝要です。そして、児童、保護者が主体的に学び方を選択できるように、選択肢を増やしていく必要があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

COCOLOプランの1つ目に盛り込まれているのは、不登校特例校の設置促進です。この不登校特例校という名前ですが、2023年8月31日に、新たな名称として、学びの多様化学校に決定いたしました。この学びの多様化学校、千代田区でも何とか設置できるよう取り組んでいただきたいと思います。私も引き続き推進してまいります。一方で、新設することは、場所の問題や費用、人材確保も含め、なかなかすぐには難しいことも認識しております。千代田区には白鳥教室もあり、その機能拡充にも力を入れていただいておりますが、もっと同じような教室を増やしてほしいとの声も多くあります。

もう1つ、学びの場として、COCOLOプランの2つ目に盛り込まれているのが、スペシャ

ルサポートルーム、校内教育支援センターの設置です。これは、自分のクラスに入りにくい児童・生徒が落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できる環境を学校内に設置するものです。希望すれば、PC、タブレットなどで自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果も成績に反映していく。さらに、潜在的な不登校児童・生徒を支えたり、進学への相談などにも丁寧に対応することも期待されています。（スクリーンの資料画面を切替え）

画像は、本年6月23日の公明新聞の記事です。このスペシャルサポートルームを先進的に進めてきた福岡市の例が取り上げられています。福岡市は、2009年度からステップルームという名称で開設、順次拡大し、令和3年度には全市立中学校69校に広げたそうです。各中学校に教育相談コーディネーターを1人ずつ配置、このコーディネーターは、ステップルームの専任教員で、担任や教科担当を持たず、生徒と関わり、学校内外の関係者、機関との連携を担っています。全校生徒が400人台のある市立中学校では、同ルームを18人が利用。登校頻度は様々で、生徒のペースに合わせて対応。希望すれば、クラスの授業をPCでオンライン視聴できるそうです。ステップルームにいる生徒にプリントや給食をクラスの子が持ってきてくれることもあるようで、校内の友達と同ルームで給食を食べることもあるとのこと。クラスの教室に入るのは嫌だけど、学校には行きたいという生徒にとって、また、潜在的な不登校児童・生徒にとっても、クラス以外の居場所が校内にある意味は大きいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区としても、誰一人取り残さない教育を目指し、不登校の児童・生徒への対応については、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で示されているとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会に自立することを目標としています。その上で、区では、白鳥教室やスクールカウンセラーによる面談、大学生が登校を支援するサポート事業など、力強く支援を行っていただいております。しかし、これまで述べさせていただいたように、児童・生徒が主体的に学び方を選択できるよう、個々のニーズに応じた受皿をさらに整備していくことが必要です。

そこでお伺いします。千代田区でも、スペシャルサポートルーム「校内教育支援センター」の設置を強く求めますが、いかがでしょうか。区内の各学校では、部屋不足の課題も挙げられていますが、不登校対策は待ったなしです。今悩んでいる子どもたちは、今しかありません。まずは、試験的に1つの学校からでも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。区の考えをお聞かせください。

続いて、不登校児童・生徒の保護者の皆様との相談体制、情報共有について、伺います。

千代田区では、児童・生徒の相談を含め、保護者が相談できる窓口として、白鳥教室やMOFCAがあり、また、保護者の方がグループをつくって相談会を開催していただいているケースもあります。ただ、保護者の皆様からお声を頂くのは、不登校支援や相談窓口の情報、日程などがまだまだ行き届いていないという点です。

以前に、ひきこもり、不登校を経験した青年からお話を伺ったとき、彼は当時を振り返り、「何とかしたいという気持ちは自分にもあったが、何をしていいか分からなかった。行政の支援

も幾つかあったと後で知ったが、当時は情報がなかった。支援策を事前に知ればよかった」と話していました。不登校生徒を育てた保護者の方も、とにかく情報が欲しかったと語られていました。

例えば、世田谷区では、区が主導で保護者同士が様々な情報を共有し合い、相談し合うことができる「不登校保護者のつどい」という会を、月に2回ほど行っているそうです。一定の場所だけでなく、区内の様々な地域で開催し、保護者の方が参加しやすいようにしているとのこと。進路相談なども行い、日程も区のホームページで掲載、区内のほかの相談窓口や、保護者の方がつくる相談会のグループなどとも連携して、情報の共有、相談体制の強化に努めているそうです。ほかの地域でも、同様の取組があります。不登校児童・生徒の保護者の方は、情報を求められています。専門家への相談体制も必要ですが、保護者同士のリアルな声、経験に即した話が共有できる公式な場も必要と考えます。

そこでお伺いします。千代田区でも、不登校児童・生徒の保護者の皆様の孤立を防ぐため、情報共有、相談体制のさらなる強化促進を目指し、保護者同士で情報共有、相談ができる場、機会をつくってはいかがでしょうか、区の考えをお聞かせください。

続けて、不登校への対策について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

国土交通省では、「離島の学校に通いませんか」と題して、離島留学生を募集、島外の小中高生が豊かな自然環境や多くの文化、伝統等が残っている離島で暮らし、勉強等を体験する取組で、離島の活性化も図っています。参加者の中には不登校を経験した生徒・児童もおり、不登校の子どもたちを支援するため、離島留学を活用している例もあります。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区の教育委員会は、先日、8月24日に小笠原村教育委員会と学校教育に係る連携協力に関する協定を結びました。教員間の交流を深め、さらには、児童・生徒同士の交流に発展させることを目指すとあり、私も大変期待をしております。

そこでお伺いします。まずは教員間の交流とのことで、実際の内容もこれから詰めていかれると思いますが、今後の話として、例えば、小笠原村への離島留学など、不登校支援の1つとしても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新たな不登校対策として、なかなか外の学校に通えない、家から出られず、どこにもつながない児童・生徒へ向けて、インターネット上の仮想空間につくられた世界、メタバースを活用した不登校支援、居場所づくりがあります。（スクリーンを資料画面に切替え）例えば、埼玉県戸田市では、2021年にオンライン不登校支援を導入。現実世界で自分の居場所がつかれない児童・生徒へ自分らしくいられる居場所、学べる場所を提供する支援となっています。また、校長が認めれば、メタバースでの活動を出席扱いにすることが可能としています。（スクリーン表示を元に戻す）

このように不登校児童・生徒一人一人のニーズに合わせて、様々な支援の形が全国で取り組まれています。どれだけ進めていけるかは、行政の誰一人取り残さないという力強いリーダーシップが不可欠です。

そこでお伺いします。千代田区では、どこよりも先進的に不登校児童・生徒ゼロの目標を掲げて、アクションプランをまとめ、多様な学びの場の選択肢の拡充、居場所づくりに取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。区の考えをお聞かせください。

最後に、**子宮頸がん対策**について、質問いたします。

令和4年4月からHPVワクチン定期予防接種の積極的勧奨が再開されました。本年4月からは、9価HPVワクチン（シルガード9）も定期接種で使用可能となり、千代田区でも無料で接種できるようになりました。また、積極的接種勧奨の差し控えの措置が続いていた9年間の間、接種をしていなかった方へ向けて、平成9年度、平成18年度生まれの女性を対象に、公費助成、無料で受けられるキャッチアップ接種もスタートしました。このキャッチアップ接種で、公費助成が行われる期限は令和6年度末、つまり、令和7年3月31日までとなっております。

そこでお伺いします。積極的接種勧奨が再開してから今日までの接種状況をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

また、本区におけるキャッチアップ接種の対象者と現在の接種数、接種率を教えてください。その上で、現在の接種状況について、区としてどう考え、どう取り組むべきか、お聞かせください。

HPVワクチンの接種回数は、2価、4価が合計3回、9価は、1回目の接種を15歳以上で受ける場合は合計3回、15歳になるまでに受ける場合は合計2回となっています。画面のとおり、一般的な接種スケジュールとして、全ての接種を完了するまでには6か月かかるため、キャッチアップ対象者が全接種を無料で行うには、1回目の接種を令和6年の9月末までには行う必要があります。キャッチアップ接種については、期限も決まっていることから、公費助成が終わってしまうと接種する人が大きく減少することが予想されます。まずは、キャッチアップ対象者へワクチン接種についての丁寧な説明と通知が必要です。（スクリーン表示を元に戻す）

通知については、千代田区では、キャッチアップ対象者へ令和4年7月5日に、今年度新たに追加となった対象者へは令和5年3月29日に予診票が送付されていますが、まだまだ接種に対する不安や疑問が解消できていない、期限なども含め、情報が行き届いていないと感じます。

ここでお伺いします。千代田区でもさらなる接種率の向上のため、令和6年度に改めてまだワクチンを接種していない対象者一人一人へHPVワクチンの丁寧な情報とともに、最終期限や接種スケジュールなどお知らせすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、ワクチン接種に対する不安や疑問を払拭し、さらに理解と接種が進むよう、キャッチアップ期間中に啓発活動やイベントなどを行ってはいかがでしょうか。区の考えをお聞かせください。

続いて、男性へのHPVワクチン接種についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

令和4年8月、青森県平川市が全国で初めて男性へのワクチン接種費用の公費助成を開始しました。その後も各自治体で行われるようになり、東京では、中野区が本年8月から男性の接種費用助成をスタートしています。（スクリーン表示を元に戻す）2020年12月から4価HPVワクチンが9歳以上の男性への任意接種として承認されました。HPVの感染は、女性特有の子宮頸がんや外陰がんだけでなく、肛門がんや陰茎がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどの原因になります。HPVは、性交渉等によって感染を繰り返すため、女性だけでなく、男性にもワ

クチン接種をすることで、感染の広がりを抑えることができます。つまり、男性へのHPVワクチンの接種は、自身の健康と命、そして、パートナーの健康と命を守り、社会全体における集団免疫の確保にもつながります。

しかし、現在は、男性への接種が任意のため、3回接種で約5から6万円の全額自己負担となっており、接種が進まない要因ともなっております。

ここで伺います。女性、男性関係なく影響を与えるHPVの感染を防ぐため、男性へのHPVワクチン接種費用の助成を千代田区独自で行ってはいかがでしょうか。区の考えをお聞かせください。

以上、不登校支援、子宮頸がん対策について、質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） えごし議員の不登校支援に対する質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒の現状把握と分析については、毎月、各校に出欠状況カードの提出を求めており、国の調査内容よりもより詳細な状況確認に努めております。このことにより、不登校だけでなく、様々な理由により、教室に入りづらい状況となっている潜在的な不登校児童・生徒に関しても、把握できています。また、学校は、随時不登校児童・生徒の状況を把握分析し、対応に当たるとともに、学校の支援方針について、一人一人に適切な対応が取れるよう努めております。

なお、本区の不登校児童・生徒数につきましては、教育委員会へ報告した資料がホームページに掲載されております。

次に、スペシャルサポートルームについては、現在、複数の小学校で設置しており、登校はできても教室に入れない児童の学びの場となっております。今後、各校への拡充設置に向けて、施設や設備面の調整、改修、人的配置の確保など、環境整備を図ってまいります。

次に、保護者同士で情報共有、相談ができる場、機会の創出については、不登校になった要因が様々であり、支援の方法も児童・生徒一人一人に違いがあることから、必要なことであると認識しております。今後、不登校支援や相談窓口の情報などの周知方法を検討するとともに、再周知も図ってまいります。また、ご指摘の保護者同士で情報共有、相談ができる場につきましても、検討してまいります。

次に、離島留学は、不登校の児童・生徒が今の環境を大きく変えて、学びの場、居場所を確保する方策の1つではあります。情報提供の在り方も含めて、研究していきたいと考えております。

なお、小笠原村への離島留学に関しては、現状、小笠原村が受入れ可能でないため、大変難しいものと考えております。

最後に、今後の不登校対策ですが、教育委員会としては、ご指摘のとおり、不登校児童・生徒ゼロを目指して、誰一人取り残さない学びの保障、不登校対策を取りまとめ、メタバースを含めた多様な学びの場の設置、児童・生徒一人一人に合った居場所づくりに引き続き取り組んでまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） えごし議員のHPVワクチンに関するご質問にお答えいたします。

最初に、積極的勧奨再開後の接種状況について、お答えします。令和4年4月に積極的勧奨が再開され、令和4年度については783件、令和5年度については、9月14日現在で、既に772件の接種実績となっております。キャッチアップ接種の対象者数と現在の接種率については、対象者が7,268人、接種者は421人であり、接種率は5.8%となっております。

議員ご指摘のとおり、キャッチアップ接種期限は令和6年度末であり、接種間隔等を考慮して、令和5年度中に未接種者を対象に接種勧奨通知を発送予定としております。接種勧奨については、これまでも区の広報紙やホームページ、予防接種Webアプリ、SNS等を活用して実施してまいりましたが、今後も、接種率向上に向け、未接種者への個別通知に加え、くらしの広場にて案内するなど、積極的な啓発に努めてまいります。

次に、男性へのHPVワクチン接種費用助成について、お答えします。現在、男性のHPVワクチンは、任意接種として、4価ワクチンが承認されています。男性のHPVワクチン接種により、女性に感染させる機会を減らすと同時に、男性自身のがん予防にもなるため、引き続き国の動向を注視しながら、助成についても検討してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時39分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

21番嶋崎秀彦議員

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○21番（嶋崎秀彦議員） 令和5年第3回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

現下の社会情勢は、デジタル技術の飛躍的な進化に伴い、その変化は目まぐるしい状況にあるとともに、コロナ禍を経て、その必要性がより一層高まり、接触機会を減らし、利便性を向上させるための対策や、区民の生命を守り、地域経済を再生するための様々なデータ利活用の取組など、デジタル化を手段とした新しい生活への移行が急務となっております。これは、単に、これまでの業務を紙からスマホやパソコンに置き換え、効率化するのみならず、デジタル化を通じて、行政の在り方を根本的に見直し、区民サービスを変革していくことが求められております。

本区においても、令和3年4月にDX推進のためのデジタル担当組織をつくり、令和4年4月には、千代田区DX戦略を策定し、この戦略で掲げた顧客志向の追求、行政内部の変革、情報資産の管理と運用を区の基本理念として、デジタル技術を活用した区民の利便性と職員の生産性の向上を目指し、DXに取り組んでおります。また、本年4月1日、区が取り組むDXをこれまで

以上に加速させる推進役として、新たな副区長を大手IT企業から起用しました。新たな副区長を迎え、庁内における組織横断的な取組を中心に担うことで、その重要性からも、区の本気度がうかがえます。

私も、千代田区議会自由民主党議員団の一員として、デジタル技術の急速な進展に本区が取り残されることがないように、その進捗状況や課題等につきまして、定例会本会議等において質問をしてまいりました。区長は、令和5年第2回区議会定例会の招集挨拶において、DX戦略に掲げた施策の取組状況を検証し、これによって洗い出された課題や、技術の進歩などにより生じた新たな問題を整理し、次期DX戦略へつなげていくと考えを示されました。加えて、地域のスマート化について、区のさらなる成長に不可欠な取組として捉え、健康医療や観光、教育など、多岐にわたる分野でデジタルを活用し、快適で利便性の高い千代田区を築き上げ、区民の皆様や区議会とも連携を図りながら、持続可能な仕組みを構築するとのこと発言がありました。

DXの実現は、区民の信頼の下に成り立つものであり、デジタル技術を安全・安心に利用でき、誰もがその恩恵を受けられる環境を整えることが重要と考え、区民の幸福な暮らしの実現を最優先に、その取組を推進していかなければなりません。

こうした中、地域のスマート化の一例として、これまで何度か質問してまいりましたが、私の健康づくりに大きく役立つPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用があります。この活用により、個人の健康、医療、介護に関わる情報を一人一人が自分自身で生涯にわたって時系列的に管理、活用できるようになり、自己の健康状態に合った優良なサービスの提供を受けることができます。私たちは、これまでたくさんの健康や医療に関する情報の提供を受け、出産に際しては母子健康手帳、学校教育における時期には学校健康診断の結果、就職に際しては定期健康診断の結果など、そのときのライフステージによって、様々な手帳や書類の紙媒体に記録を残しています。ほかにも、疾病管理手帳やおくすり手帳、高年齢層になれば、介護予防手帳やかかりつけ連携手帳に、自身の健康管理に関する情報が記録されています。しかし、これらの記録は、それぞれの場所で記録され、それぞれの紙などの媒体で記録されているため、時には散逸してしまっていて、後から活用ができないのが現実です。

このような情報をデータ化し、総合的に閲覧、活用することで、自身の健康増進や生活改善などに役立てることが可能となり、さらには、効果的、効率的な医療等の提供、公共衛生施設や保健事業の実効性向上、災害等の緊急時の利用なども期待できます。また、災害時にPHRを活用すれば、薬剤情報により服用している薬や検査情報、アレルギー情報等、医療情報により、かかりつけ医以外でもすぐに診療が可能となり、さらには、身元確認などへの応用も可能となります。

最近では、スマートフォンの普及が加速し、通信あるいはクラウドの技術も進展しているため、本人の同意さえあれば、PHRのデータを様々な場面において、健康管理のために活用することができます。具体的には、病院での診療データ、保険会社が持つ健診などの健康に関するデータ、薬剤や体重、あるいは、食事、運動、休養、睡眠などのデータです。これらは、それぞれ提供を受けた自身でアプリに記録することができます。また、IoTデバイスを用いれば、心電図等が自動送信されて、自分の健康管理を知らず知らずのうちに行うことも可能です。そうして集めら

れたデータから、食事、運動、休養、睡眠等、自分にとって最適なメニューを得て、自身の健康改善へ利用することができるようになるのみならず、医療機関が活用することで、医療サービス向上や業務効率化などにつなげることも可能です。このように、PHRの活用が区民の命と健康を守り、さらには、国民健康保険、介護保険、保険支出の抑制など、医療費全体の抑制にもつながります。

一方で、活用に当たりましては、それを普及させ、利用のルールをつくるなど、実現に向けて様々な課題があり、健康データ、医療データを自らが管理するという仕組みを整える一方、保健・医療政策の活用するための仕組みづくりも、併せて考えなければなりません。PHRのほかにも、地域のスマート化の推進のために、区は地域でコミュニティ活動をしている方が新たにスマートフォンやパソコン等の端末、Wi-Fi機器等、デジタル機器の活用環境を整備する費用について、ICT機器活用計画書の策定を前提に、50万円を上限に令和5年度までの時限で助成しており、これらの取組を通じて、ハード、ソフトの両面からデジタルツールを活用した地域コミュニティの活性化を図るという取組を行っています。

大変よい取組だと思いますが、地域の方々からは、区は地域の町会、商店街等のDXとして何がしたいのか、どのようにしたら補助がもらえるかなど、目的や手続に関する説明が不足しており、不親切で分かりにくいという声も聞こえてきております。区と地域との間にギャップが存在しています。

それを踏まえ、以下4点伺います。

本区が構築してきたDXを進める組織と体制について、これまでにどのような効果や成果があったのでしょうか、具体的にお示しください。次に、本区のDX戦略のうち、実現したもの、していないものは何か、進捗状況や課題も併せて具体的にお答えください。次に、区民生活の向上につながるPHRの取組について、これまで検討するとのご答弁を頂いておりますが、これまでの検討の進捗状況と、いつ、どのような形で実現するのかについて、お答えください。最後に、町会のDXの推進及びコミュニティの地域のスマート化とは何か、また、区が進めるDX推進について、区民の理解はどこまで得られているのか、周知方法や現在の認知度と併せてお答えを頂きたいと思えます。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 嶋崎議員のパーソナル・ヘルス・レコードの取組に関するご質問にお答えいたします。

現在、区民の健診については、国保連合会が健診・保健指導、医療、介護の各種データを利活用して作成しているKDBシステムを活用し、区と連携協定を締結している東京都健康長寿医療センターに、データの分析や解釈について、指導、助言を受けているところです。その中で、歯科健診については、令和5年3月に区内歯科大学の教授や歯科医師会長等を委員として、区民歯科健診のあり方検討委員会を設置し、DX化を推進することで合意を得ました。令和5年9月4

日に今年度第1回目の委員会を開催し、区民歯科健診データの分析結果を活用した区民の口腔機能向上を図る施策等を検討しているところであり、できることから取り組んでまいります。

さらに、区民が歯科健診結果を電子データで保有、確認し、自らの健康づくりに活用できることを目指し、各歯科医師会にDX化の推進に向けたヒアリングを始めており、スケジュール等も含め、今後も丁寧な意見交換を積み重ね、検討を進めてまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 嶋崎議員の町会などの地域のDX推進に関するご質問にお答えいたします。

地域のスマート化とは、デジタル技術を活用し、コミュニティ内の情報連絡の効率化や外部への情報発信などを通して、地域の課題を解決していくことと認識しております。そして、コロナ禍で活動が大幅に制限されてしまった町会等地域団体へのデジタル活用支援策といたしまして、嶋崎議員ご指摘のとおり、昨年度から機材購入助成というハード面でのご支援とともに、デジタルに親しんでいただくための講習会や訪問支援など、ソフト面でのご支援を併せて行っております。

一方、本事業に当たりまして、説明が不足しており、不親切で分かりにくいなどのお声があるなどのご指摘につきましては、しっかりと受け止めさせていただきまして、今後、町会長会議はもとより、青年部等、若手の皆様などへの周知方法の工夫と、より丁寧な対応に改めてまいりたいと考えております。さらに、既に本区の助成を活用し、工夫をされている町会等の事例を集めまして、他の団体へご紹介する取組も進め、より具体的に分かりやすく地域の皆様方のご支援に努めてまいります。

〔デジタル担当部長村木久人君登壇〕

○デジタル担当部長（村木久人君） 嶋崎議員のDXの到達度と進捗状況等に係るご質問にお答えします。

まず、DXを進める組織と体制に係るご質問についてですが、区は、DXを推進するため、本年4月に組織体制の整備を行い、さらに若手職員を中心とするDXサポーターズを各課に配置するなど、体制強化を図ってきました。こうした組織体制の下、DX所管課と事業課が企画段階から連携を図るなど、組織横断的に協働しながら、全庁でDXに取り組んでいるところです。

次に、千代田区DX戦略の実現状況、進捗状況や課題についてのご質問です。

主要3システムのリプレースのうち、全庁LANシステムは、本年2月に新システムに移行しています。財務会計など、内部事務を処理する総合行政システムは、令和6年度の本格稼働に向け、また、住民情報を取り扱う総合住民サービスシステムは、令和7年度の標準システムへの移行に向け、それぞれ準備を進めているところです。また、行政手続のオンライン化につきましては、区独自のポータルサイトの運用を本年8月から開始し、登録者数は既に900人を超えています。今後、対象の拡大やさらなる機能の充実などを図ってまいります。

一方、DX推進における課題としては、いかにして区民生活の向上を実感していただけるよう進めていくかだと思いますので、その点を意識しながら取り組んでいきたいと考えております。

最後に、区が進めるDX推進についての区民の理解、周知方法や現在の認知度についてですが、議員ご指摘のとおり、DXの実現は、区民の信頼の下に成り立つものであり、区民の理解は不可欠です。昨年実施したデジタルの利用等に関するアンケート調査では、約7割の方から行政のデジタル化について肯定的な意見を寄せていただきました。また、区独自のポータルサイトの開設に当たりましては、対象となる子育て世帯向けのイベントを実施して、周知を図るなどしました。今後も、様々な周知方法も工夫し、区のDXの取組について、区民の理解が得られるよう努めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、2番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○2番（大坂隆洋議員） 令和5年第3回区議会定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として、一般質問を行います。

今回は、他自治体との連携の在り方について、お伺いをいたします。

現在、千代田区では、姉妹都市と相互連携で合わせて7つの自治体と連携を行っています。それ以外にも、協定などに表れない形で、多くの自治体と連携は行われています。当然、その目的は、区民福祉の増進と様々な課題の解決ということになりますが、ポストコロナ、そして、DXの推進によって、行政に求められる役割は大きく変わる部分も出てきています。そうした中で、他の自治体と連携の在り方について、いま一度、整理をする必要があるのではないかと考えます。

総務省に設置されたデジタル時代の地方自治体のあり方に関する研究会の報告書によると、今後の地方自治において、国と地方、地方公共団体間の相互の協力・連携の強化が重要な鍵と提言されています。これは、自治体単独で解決できない課題が多くなってきたことによる広域連携の必要性の高まりや、DXの推進による自治体プラットフォームの共通化で、多様な広域連携が可能になりつつあるという点が大きな理由であると考えます。

都内23区の連携状況を見てみると、それぞれの自治体の持つ特徴に応じ、様々な考え方の下、連携が行われています。その名称も、姉妹都市であったり、友好都市であったりと、それぞれの自治体で異なり、目的、内容も多岐にわたっています。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは、23区の現在の主な姉妹都市・友好都市提携の一覧です。現在、23区においては、全ての自治体で姉妹都市・友好都市の連携が行われています。大きな特徴としては、東日本の自治体が多く、西日本の自治体との連携が少ない点、また、台東区と墨田区といった隣接する自治体同士で姉妹提携をしていることなどは注目すべき点だろうと思っております。この一覧表からは見てとれませんが、近隣の港区では、商店街友好都市に関する基本協定が5自治体、災害時相互協力協定が2自治体、間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定が80自治体など、全国で243もの自治体と連携をしているとのことで、積極的に連携を進めているようです。こうした姉妹都市等の連携については、23区全体でも近年増加傾向となっています。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いいたします。区政を取り巻く様々な課題を解決していくために、新宿区や港区など、近隣区を含む他の自治体と連携を行っていくことの重要性は高まっていると考えます。自治

体間連携についての意義、重要性について、どのように考えているのでしょうか。区の基本的な考えをお聞かせください。

千代田区においては、昭和63年10月25日に群馬県嬭恋村と、平成元年10月26日に秋田県五城目町とそれぞれ姉妹提携を結んでおり、以来35年以上にわたり、交流を続けてきています。区立小学校の5年生は、毎年、嬭恋村へ自然体験教室に宿泊行事として行っていることをはじめとして、現在では、官民間わず、様々な交流が行われてきており、区民への認知度もある程度定着してきていると考えています。

一方で、人口減少社会における地方創生の課題、東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生、地球温暖化の対策としてのカーボンオフセットなど、社会全体の課題が都心と地方を結びつけて考えられることが多くなり、本区としても、平成30年に地方との連携の在り方について整理を行いました。ここでは、包括的な姉妹提携とは別の枠組みで、共生社会の実現と区民のより豊かな暮らしの実現を目的に、千代田区ならではの連携事業を実施することで、区内の活力向上と地方の発展の両立を図ることを理念としています。

そこでお伺いたします。地方との連携については、その在り方を策定しただけでなく、第3次基本計画には主要な施策として明記されておりました。第4次基本構想となり、位置づけに変化はあるのでしょうか。区の見解をお聞かせください。嬭恋村、五城目町と姉妹提携を結んでから35年以上経過しています。長年積み重ねてきた関係性は貴重なものであり、今後も発展的に継続すべき区の財産と考えます。今後の方針について、区の見解をお聞かせください。

次に、令和2年以降に締結した5つの自治体との連携協定について、お伺いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区では、平成30年に策定した千代田区における地方との連携のあり方に基づき、岐阜県高山市、岩手県大槌町、静岡県西伊豆町、新潟県糸魚川市、福井県と、これまで交流や連携の実績があった5つの自治体と立て続けに連携協定を締結いたしました。これらの自治体とは、現在、ちよだ地方連携ネットワークによるマルシェの開催などで交流は地道に続いているものの、コロナウイルス感染症の影響等もあり、千代田区が主体となるようなイベントや、協定締結先の自治体の色が濃く出るようなイベントは行われておりません。また、連携先自治体のウェブサイトを見ても、千代田区との連携の情報が見当たらないという状況も出てきています。こうした状況を見ると、果たして本当に連携が機能しているのかどうか、心配になってきてしまいます。

一方で、公益財団法人特別区協議会においては、特別区長会とともに、特別区全国連携プロジェクトを平成26年から行っており、特別区における地方との連携は活発に行われてきておりますが、この特別区全国連携プロジェクトのウェブサイトにも、千代田区の情報も過去のものが数点残っているにすぎないという状況です。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いたします。令和2年以降、相互発展に向けた連携協定を5つの自治体と締結していますが、いま一つ動きがないような印象があります。現在、この連携は本当に機能しているのでしょうか。区の見解をお聞かせください。

この相互発展に向けた連携協定の締結に当たっては、相互の発展や交流のほかに、「安全安

心・区民の快適な暮らしのための連携」の一環として、原則、災害時の相互応援協力について明記されることとなっています。区長の招集挨拶にもあったとおり、今年7月の記録的豪雨に見舞われた秋田県五城目町に対して、本区では、救援物資として、ミネラルウォーター2万4,000本を、また、災害廃棄物の収集・運搬を支援するために、清掃事務所の車両3台と職員6名を現地に派遣する等の支援を行うことができました。相互の連携協定は、こうした防災面への波及効果も大きく期待されるという一面があります。

また、災害の対応への機能をより強化するため、協定の締結に関して、6つのブロック制が提案されています。これは、連携先について、特定の地域に偏りが出ないようにするため、日本全国を北海道・東北から九州・沖縄まで6つのブロックに分けて、満遍なく連携を進めていくという方針です。しかしながら、現在の連携先を見ると、偏在は解消されておらず、空白のブロックも埋まっていない状況が続いています。

そこでお伺いいたします。現在、5つの自治体と締結している相互連携協定において、連携先自治体内での千代田区からの情報発信、また、災害時における相互応援協力の体制などは、どうなっているのでしょうか。課題はあるのか、それとも、現状でよいと認識をしているのか。区の見解をお聞かせください。6ブロック制という考え方については、現在も継続しているのでしょうか。空白ブロックが多い現状は非常に問題がある状況と考えますが、防災分野への波及効果という観点を踏まえ、現在の認識をお聞かせください。また、この相互発展に向けた連携協定は、今後、増やしていくことになるのでしょうか。少なくともブロック1つごとに1つの自治体と協定を結ぶ必要があると考えますが、いかがでしょうか。区の見解をお聞かせください。

次に、**小笠原村教育委員会との連携協力について**、お伺いいたします。

本年8月24日、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会は、学校教育に係る連携協力に関する協定を締結いたしました。これは、昨年10月に、両教育委員会合同で、道徳教育研究協議会の研修を実施したことを契機に、今後も引き続き教員間の交流を深め、さらには、児童・生徒同士の交流に発展させることを目指すことで合意したものです。こうした連携の目的、意義については賛同いたしますが、一方で、なぜ小笠原村が連携先に選ばれたのかという点については、裏づけのある説明が不足しているように感じます。

1つは、先ほど挙げた6つのブロック制です。小笠原村は千代田区と同じ東京都に位置しています。空白ブロックを埋めることにつながらない選定となっています。もう1つは、協定の内容です。概要を見ると、オンラインの活用が重要視されています。昨今、様々なツールの普及により、オンラインでの会合は定着し、非常に便利な世の中にはなりました。しかしながら、世界自然遺産に指定されている小笠原諸島を前に、オンラインだけでの交流や研修会の実施では、その意義は半分以下になってしまうと考えます。オンラインの活用や教員間の交流ということだけでは、小笠原村が相手でなくてもいいのではないかとこのように見えてしまいます。

小笠原村との連携を進めていく以上、千代田区と小笠原村だからこそのことを模索していかなければなりません。オンラインの交流をしていっただけでなく、千代田区の子どもたちが直接小笠原村の自然に触れる機会をつくっていかねば、小笠原村を連携協力先に選定する意味は

ありません。船でしか行くことができず、移動に長時間を要するという点が懸念材料として聞かれますが、小笠原村へは、最短で5泊6日で行って帰ってくるのが可能です。実際に、杉並区では、このスケジュールで、毎年、中学生約20名が自然体験交流という形で、小笠原村へ訪れています。行き来をすることは可能です。子どもたちに対し、何ができるのか。その視点を第一に連携を進めていただきたいと思います。

そこでお伺いたします。今回の連携協定締結について、小笠原村を選んだ基準はどこにあるのでしょうか。小笠原村は、千代田区と同じ東京都内に位置しています。6ブロック制の整合性はどのように整理するのかを踏まえて、お答えください。

教育委員会の連携そのものは非常に意義があると考えます。しかし、オンラインだけの連携では、小笠原村と連携する意義は半減してしまいます。杉並区の取組を参考にし、将来的に区内の子どもたちが現地に行き交いをし、様々な体験ができるよう、取組を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、海外の都市との連携について、お伺いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

これまで、国内の自治体との連携に対する重要性について質問をしてきましたが、海外の都市との連携もその重要性は昨今の国際化の進展する社会情勢において、変わることはありません。こちらは、23区における主な海外都市との姉妹提携先の一覧です。現在、千代田区は、海外の都市と姉妹提携を締結しておりませんが、23区において、海外の都市と姉妹提携がないのは、千代田区と港区だけという状況になっています。

一方で、本区においても、海外との交流は行われています。毎年、ロンドンのウェストミンスター市へ海外交流教育派遣として、区立中学、中等教育学校の生徒10名を9泊10日の日程で派遣しています。また、千代田区内には大使館や外国公館などが多数立地しています。今年5月には、区役所1階区民ホールにおいて、国際交流フェアを実施いたしました。海外の自治体との関係性を構築するための土台は、本区には既にしっかりとしたものがあるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いたします。本区でも、海外の都市と姉妹提携締結に向けた検討を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。区長の見解をお聞かせください。

以上、本区における自治体間の連携について、質問をいたしました。区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 大坂議員の小笠原村教育委員会との協定締結についてのご質問にお答えいたします。

まず、選んだ基準についてですが、小笠原村は、ユネスコの世界自然遺産に登録された唯一無二の自然環境や特有の伝統文化など、とても魅力的な環境特性を有しております。一方で、協定締結は、協働の取組であり、相互の教育分野における相乗効果が期待できることを双方が理解し、学校教育の発展に寄与するという目的を共有できたことによります。定められた基準で選ぶというよりは、お互いに理解と共有という基本的な考え方により、今回の協定に至ったものと認識し

ております。

また、協定は、区が締結してきたこれまでの協定と異なり、双方の教育委員会が教育分野に特化して締結したもので、地方との連携の在り方に基づくものではありません。将来的には、議員のご指摘のとおり、児童・生徒たちの直接的な体験活動や交流活動の実施へつなげていけるよう取組を進めてまいりたいと考えておりますが、まずは、教員間の研修会の実施から始め、双方の地域特性を生かした魅力ある授業構築に取り組んでまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 大坂議員の全国の自治体との連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、他自治体との連携の意義及び第4次基本構想における位置づけについてでございます。互いに支え合い、連携、協力していくということは、近隣区を含めた他の自治体との関係性においても重要で意義のあることと認識しております。そして、第4次基本構想におきましても、基本構想の実現に向けた取組の1つとして掲げますとともに、「活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています」というめざすべき姿に向けた区の方針として、「区内の魅力ある資源を効果的に発信するとともに、地方との連携によって区民生活を豊かにする取組を行う」と位置づけているところでございます。

次に、姉妹提携先の孺恋村、五城目町との関係性についてでございます。児童・生徒、あるいは、住民主体による交流から災害時の支援協力、各種事業での連携、協力など、大坂議員ご指摘のとおり、今後、発展的に継続してまいりたいと考えております。

次に、相互発展に向けた連携協定についてでございます。令和2年2月に、岐阜県高山市、岩手県大槌町、静岡県西伊豆町、新潟県糸魚川市、令和4年3月には福井県と相互発展に向けた連携協定を締結しているところでございます。東日本大震災で大変な被害を受けた岩手県大槌町へは、本区職員が10年間にわたり応援派遣に行っておりました。また、高山市へは、令和2年7月の豪雨被害を応援するために通販企画を実施、森林整備協定も締結し、環境分野での連携も図っております。そして、福井県につきましては、物産展を開催するとともに、昨年、令和4年8月豪雨による被害に対して見舞金を支給いたしました。その後、現在は、姉妹提携先と連携自治体が一堂に会したマルシェを行っているところでございます。

しかしながら、ご指摘のように、連携先自治体内において、本区の情報が定期的に発信される、あるいは、災害時相互応援協力体制まで明確化されるという状況には至っておらないところでございます。また、平成30年9月に策定いたしました千代田区における地方との連携のあり方におきましては、地域の偏りがなく、防災分野への波及効果も期待し、全国を6つのブロックに分け、満遍なく連携していくという考え方も示しておりましたが、現時点におきましては、近畿ブロック以西の自治体との連携には至っておりません。

連携事業の実施や持続的な交流に当たりましては、物理的な距離が課題となると同時に、私ども、執行機関内部に相応の体制を整備しない限り、事業分野ごとの連携、協力以外では、これ以上、連携団体を増やすことはもとより、連携事業を増やすことも難しいのが実態でございまして、

海外との姉妹提携を検討する状況には至っておらないところでございます。

まずは、現行の姉妹提携先及び連携自治体との関係性の中におきまして、豊かな区民生活と産業振興に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月22日午前10時30分から開会いたします。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後5時15分 延会